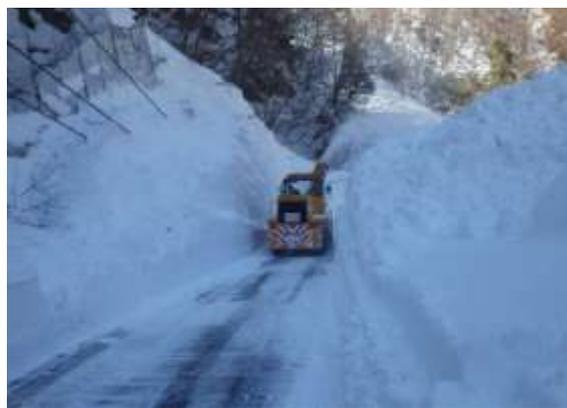
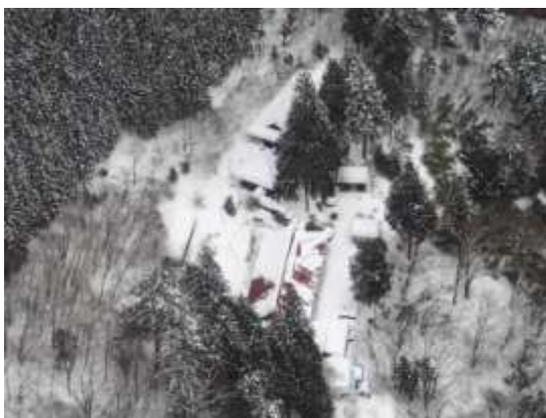


---

---

平成26年2月14日からの降雪に係る  
大雪庁内検証委員会報告書



埼玉県大雪庁内検証委員会

平成26年5月28日

---

---

## 大雪庁内検証委員会報告書 目次

はじめに	-----	1
第1章 検証の概要	-----	2
1 趣旨	-----	2
2 検証の方法	-----	2
(1) 検証項目	-----	2
(2) 検証の方法	-----	2
(3) 検証の流れ	-----	4
3 積雪の状況	-----	5
(1) 気象概況	-----	5
(2) 積雪量・降雪量の推移（熊谷、秩父）	-----	11
(3) 過去の気象記録との比較	-----	11
(4) 気象予報・注警報の発表状況	-----	12
4 被害の状況	-----	13
(1) 人的被害	-----	13
(2) 建物被害	-----	13
(3) 農業被害	-----	13
5 孤立集落把握・解消状況	-----	14
6 主な対応	-----	14
(1) 災害対応の体制	-----	14
(2) 防災関係機関等の活動	-----	14
(3) 主な応急対応	-----	14
第2章 検証結果と防災対策への反映	-----	16
1 情報収集と情報共有	-----	16
(1) 県庁における情報収集	-----	16
(2) 市町村支援の体制（市町村情報連絡員の派遣）	-----	17
(3) 孤立集落の把握と救援情報の把握	-----	20

(4)	県庁内及び市町村との情報共有	-----	22
(5)	降雪情報、除雪作業情報などの共有	-----	24
2	災害広報の在り方	-----	25
(1)	災害時にいつ、何を公表するか	-----	25
(2)	マスコミ対応	-----	27
(3)	現地視察	-----	28
3	災害対応に係る体制	-----	29
(1)	初動体制	-----	29
(2)	職員の参集	-----	31
(3)	長期間にわたる災害対応への備え	-----	33
(4)	地域における災害対応体制	-----	34
4	災害対応や被災者支援	-----	35
(1)	救出・救助の活動	-----	35
(2)	自衛隊災害派遣要請	-----	37
(3)	孤立支援対策（救援物資の調達と搬送）	-----	38
(4)	孤立支援対策（透析患者への対応）	-----	41
(5)	大雪対応に必要な資機材の整備	-----	42
(6)	農業被害への対応	-----	43
5	道路機能の確保	-----	44
(1)	道路機能の確保	-----	44
(2)	除雪力の不足	-----	45
(3)	除雪環境の整備	-----	46
(4)	除雪業務の効率化	-----	47
(5)	地域の助け合い（自助・共助）による除雪	-----	51
 (参考資料)			
	「1 - (3) 孤立集落の把握と救援情報の把握」関係資料	-----	52
	検証委員会設置要綱、委員名簿	-----	54

## はじめに

平成26年2月14日から降った大雪により、県内の広範囲にわたり交通機関の不通や農作物被害などが発生した。

特に積雪の多かった秩父地域では、道路の通行障害により多くの孤立集落が発生し、孤立解消までに長期間を要した。

県では、危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部が大雪被害の対策体制を施行し、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を行った。その中で、情報伝達や市町村との意思疎通など、様々な分野にわたる反省点や課題も明らかになった。

このため、平成26年3月14日に庁内関係各課所で構成する「大雪庁内検証委員会」を設置し、今回の大雪対応について検証を実施することとした。

検証にあたっては、秩父郡市等の市町をはじめライフライン事業者等へのヒアリングを実施し、その意見を踏まえながら問題点を抽出するとともに、原因分析、課題・改善の方向性を整理し、今後の防災対策に反映すべき事項及び具体的取組を取りまとめた。

県ではこの検証結果を地域防災計画に反映させるとともに、それぞれ担当する課所において、スピード感を持って積極的に実施し、県民の安心・安全の一層の確保に努めていく。

## 第1章 検証の概要

### 1 趣 旨

平成26年2月14日から15日にかけての大雪（以下「今回の大雪」という。）に対する県の対応を中心に検証し、その結果を地域防災計画や今後の対策に反映させるなどにより、防災対策の充実強化や減災に資するものである。

### 2 検証の方法

#### (1) 検証項目

今回の大雪における本県の応急対応において特に問題及び課題等が生じたと考えられる事項について、大雪庁内検証委員会において抽出し、検証項目とした。

- |  |
|--|
| ①情報収集と情報共有<br>②災害広報の在り方<br>③災害対応に係る体制<br>④災害対応や被災者支援<br>⑤道路機能の確保 |
|--|

#### (2) 検証の方法

##### ア 大雪庁内検証委員会による課題抽出

今回の大雪における対応を検証するため、庁内の関係課所により構成する大雪庁内検証委員会を設置し、検討を行った。

##### (ア) 第1回検証委員会

- ・日時 平成26年3月20日（木） 午前10時30分～11時40分
- ・場所 危機管理防災センター 第2災害対策室
- ・議題 平成26年2月14日からの大雪による被害状況と対応について  
課題の洗い出しと意見交換について  
今後の進め方について

##### (イ) 第2回検証委員会

- ・日時 平成26年3月28日（金） 午前10時30分～11時30分
- ・場所 危機管理防災センター 本部会議室
- ・議題 ヒアリング中間報告及び課題の整理

##### (ウ) 第3回検証委員会

- ・日時 平成26年4月18日（金） 午後3時30分～5時00分
- ・場所 危機管理防災センター 本部会議室
- ・議題 ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討

(エ) 第4回検証委員会

- ・日時 平成26年5月28日（水） 午前9時30分～11時00分
- ・場所 危機管理防災センター 本部会議室
- ・内容 検証結果とりまとめ

(オ) アドバイザーからの助言

東北大学災害科学国際研究所 丸谷浩明教授（県防災会議委員）から課題への対応の方向性等について助言を受けた。

**イ 秩父郡市市町等（災害救助法適用市町村）へのヒアリング**

消防防災課職員が訪問し、各市町における今回の大雪についての応急対応の状況等についてヒアリングを行った。

○ 日 程

- 平成26年3月17日（月） 長瀨町、横瀬町
- 〃 18日（火） 秩父市、皆野町
- 〃 27日（木） 小鹿野町
- 〃 5月26日（月） 飯能市
- 〃 5月26日（月） 神川町

**ウ 防災関係機関へのヒアリング**

陸上自衛隊第32普通科連隊、熊谷地方气象台、ライフライン事業者にヒアリングを行った。

○ 日 程

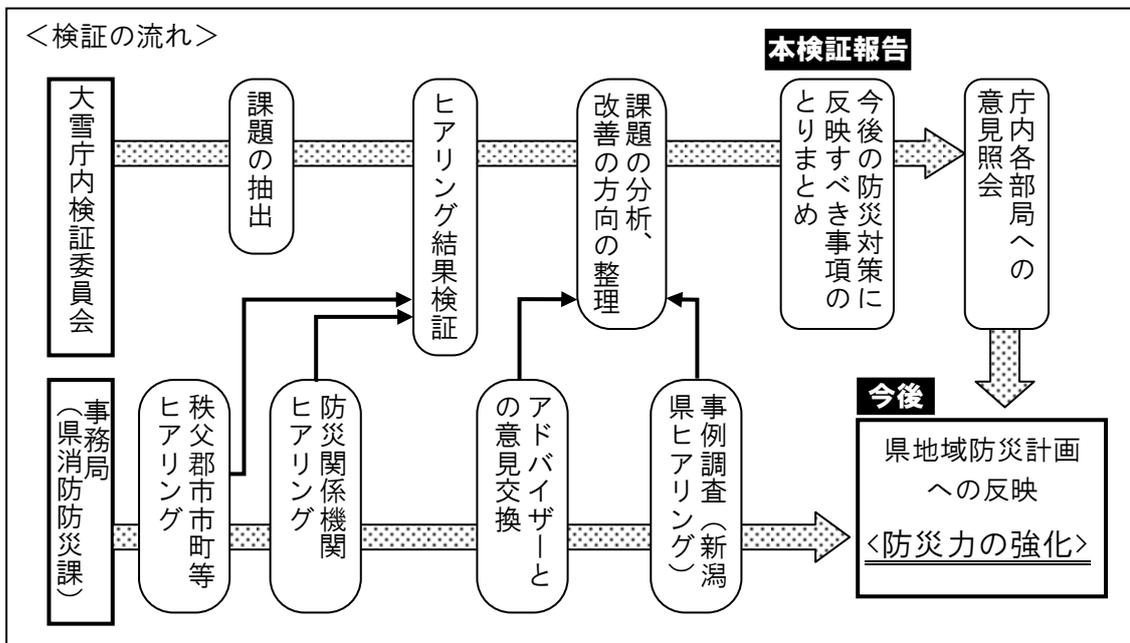
- 平成26年3月19日（水）※ NTT東日本、東京電力、JR東日本  
※平成25年度第2回埼玉県防災会議
- 〃 4月10日（木） 熊谷地方气象台、NTTドコモ
- 〃 16日（水） 陸上自衛隊第32普通科連隊

**エ 大雪対応についての事例調査**

今回の大雪の除雪対応に当たって除雪に関する協力を得た新潟県に対し、大雪への対応についてヒアリングを行った。

### (3) 検証の流れ

今回の大雪の応急対応における問題点及び課題を、次のフローにより把握・検討した。



### 3 積雪の状況

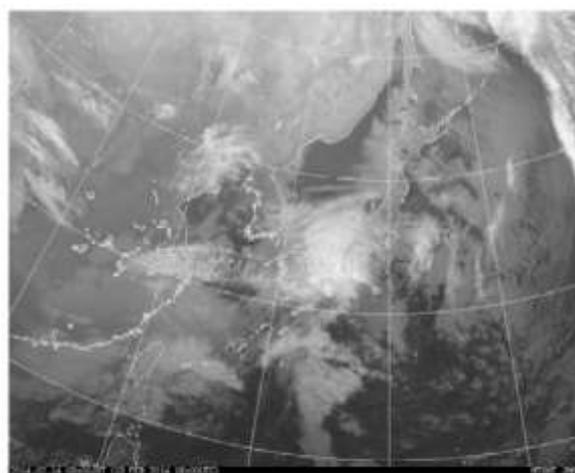
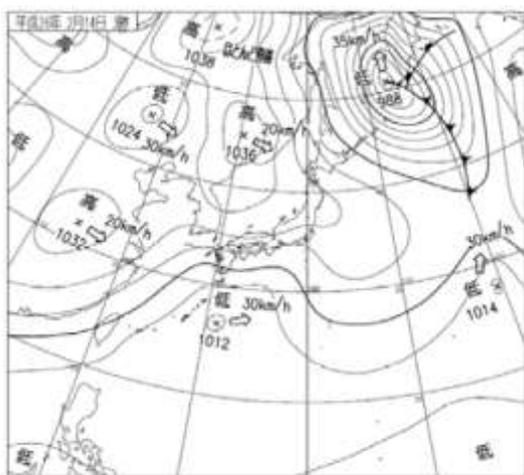
#### (1) 気象概況

(熊谷地方気象台「平成26年2月14日から15日にかけて発達した低気圧に関する埼玉県気象速報」から引用)

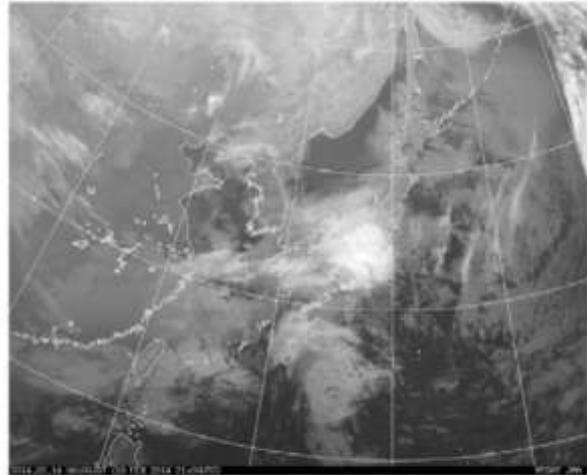
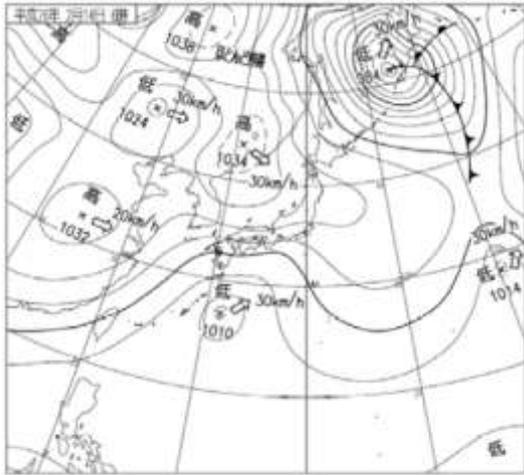
2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1500メートル付近は $-6^{\circ}\text{C}$ 以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では先週(2月8日から9日)に引き続き大雪となり、最深積雪は、熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。

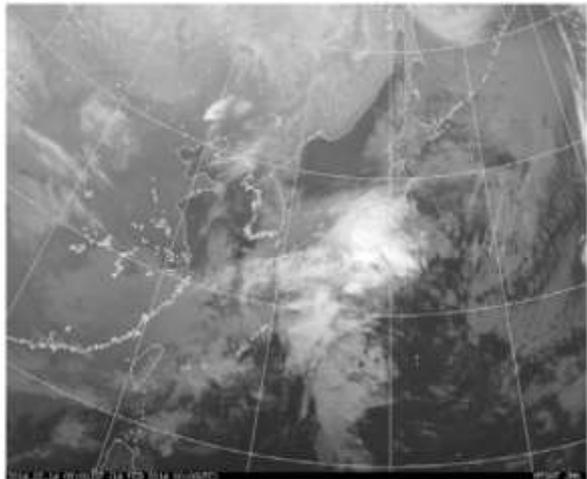
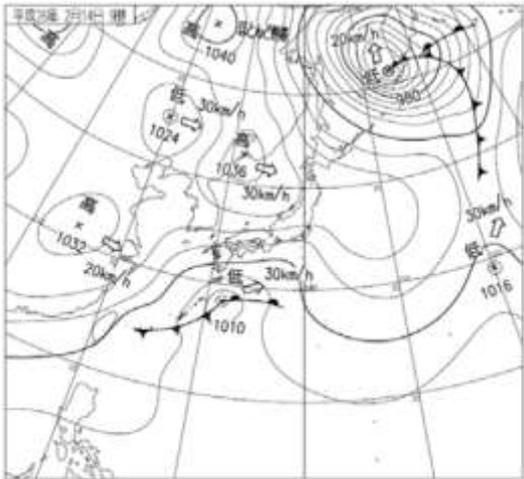
#### ○ 地上天気図(左)と気象衛星赤外画像(右)



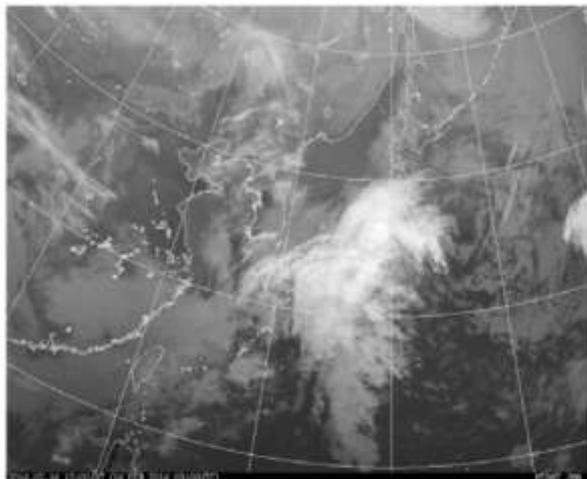
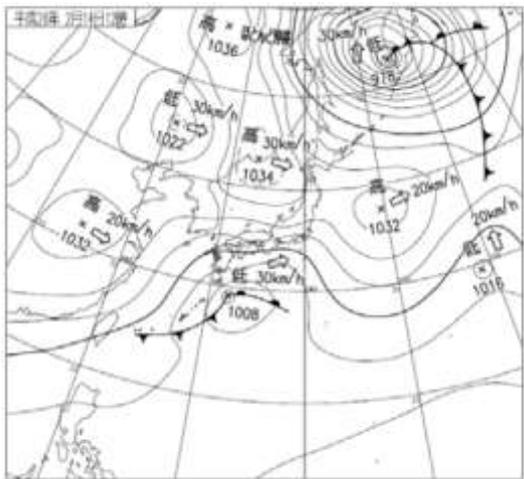
平成26年2月14日03時(日本時間)



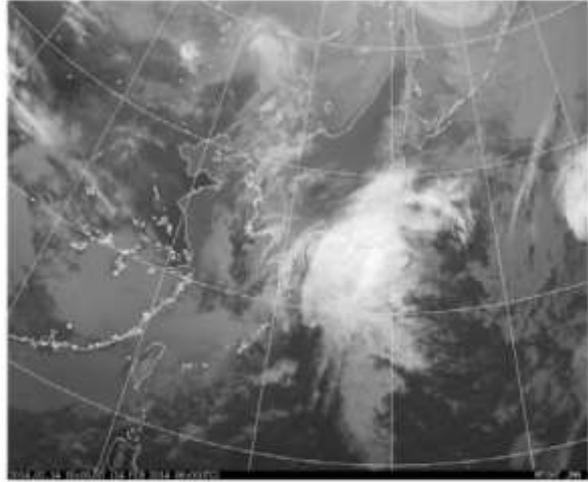
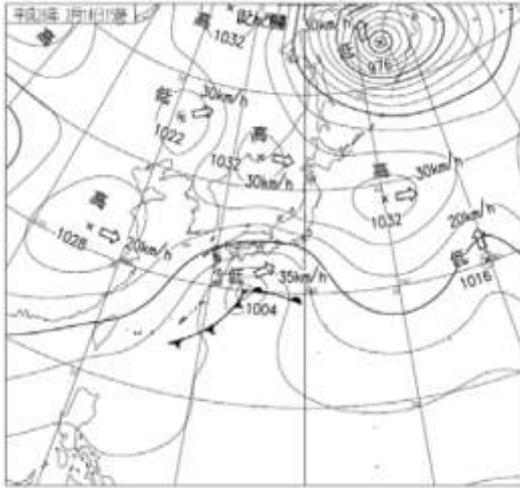
平成26年2月14日06時 (日本時間)



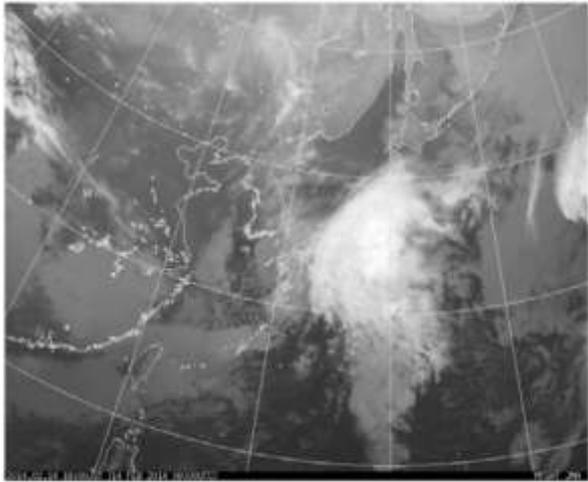
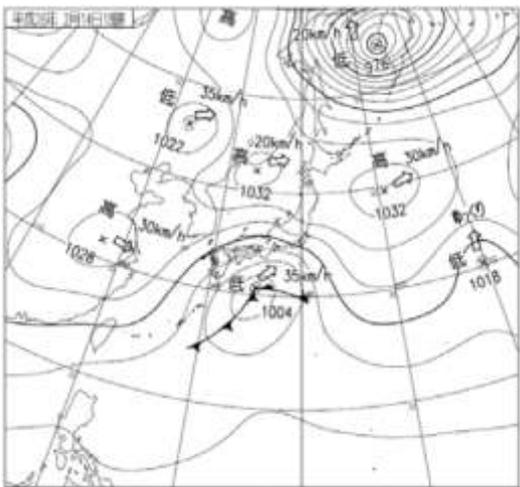
平成26年2月14日09時 (日本時間)



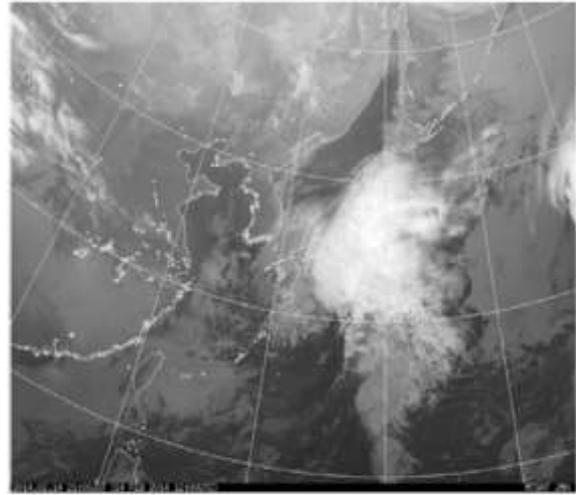
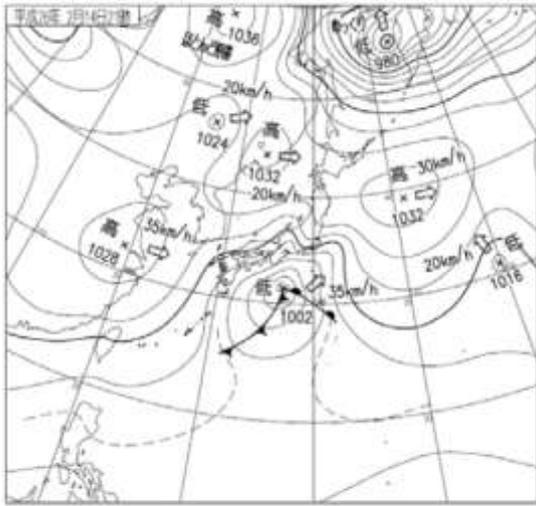
平成26年2月14日12時 (日本時間)



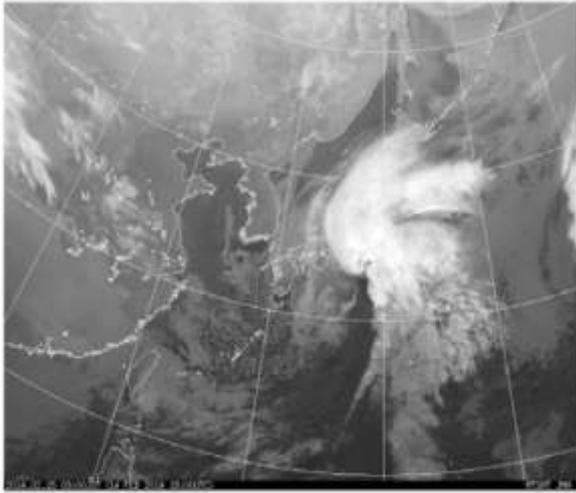
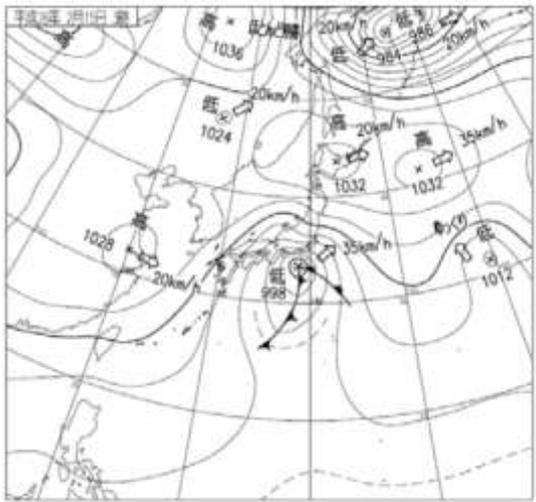
平成26年2月14日15時 (日本時間)



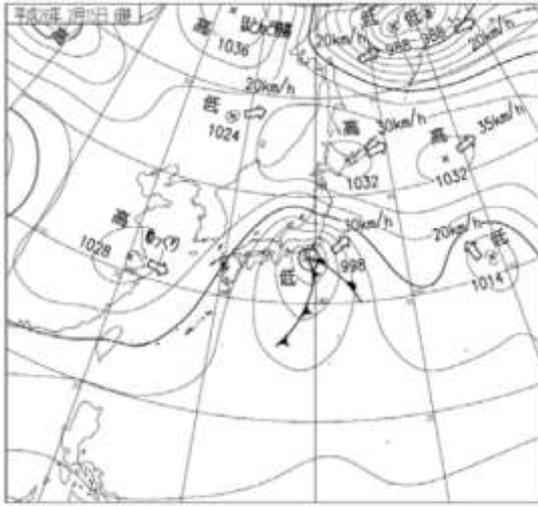
平成26年2月14日18時 (日本時間)



平成26年2月14日21時 (日本時間)

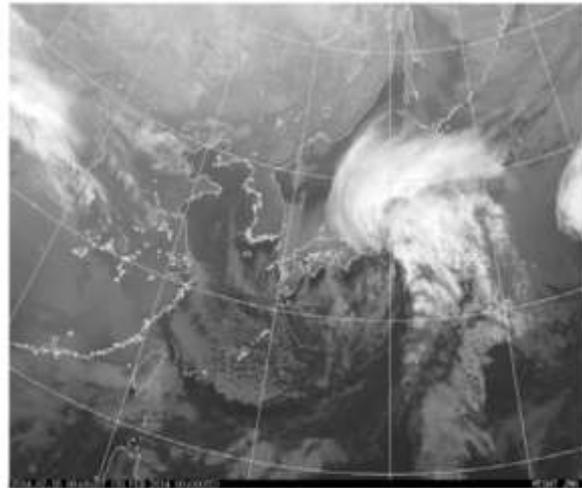
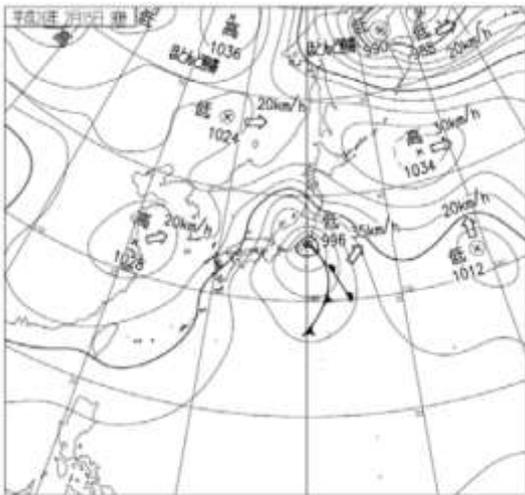


平成26年2月15日03時 (日本時間)

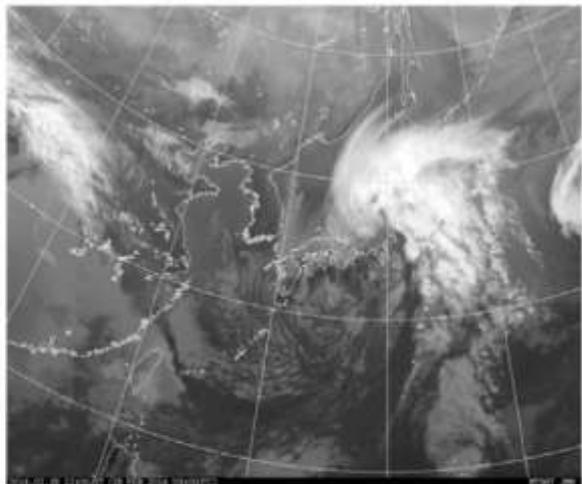
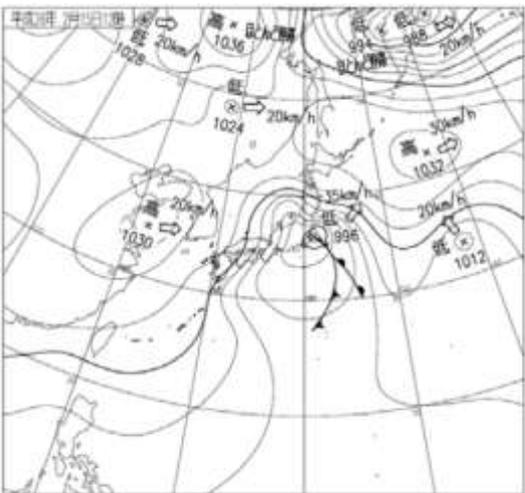


< 気象衛星画像不明瞭 >

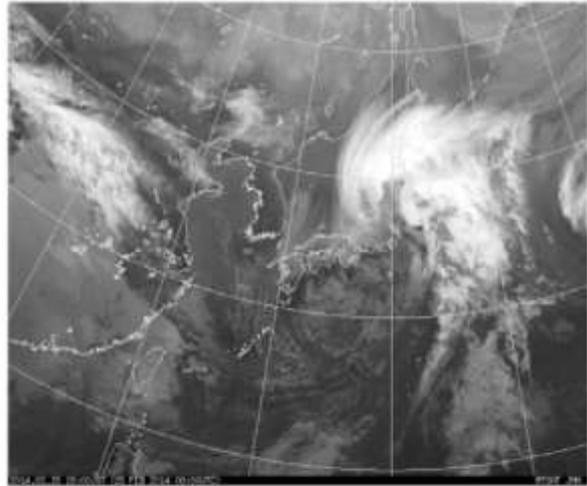
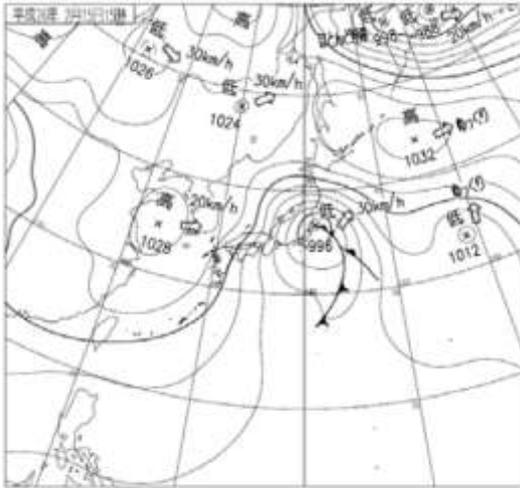
平成26年2月15日06時 (日本時間)



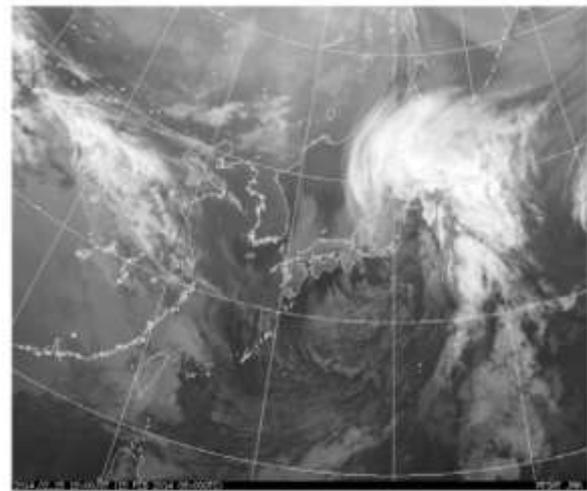
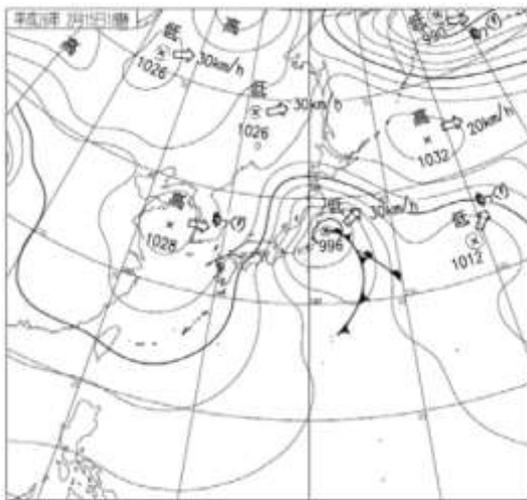
平成26年2月15日09時 (日本時間)



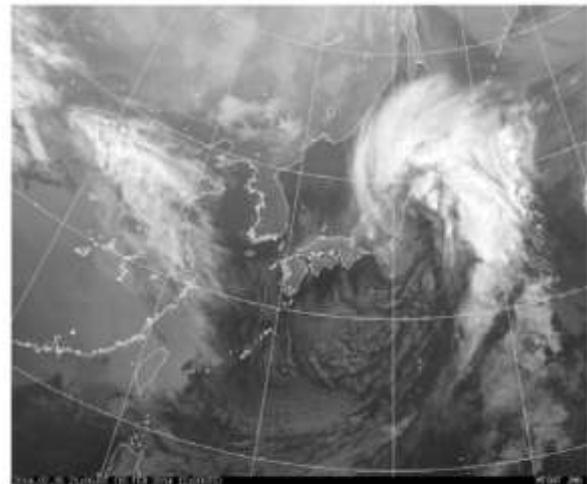
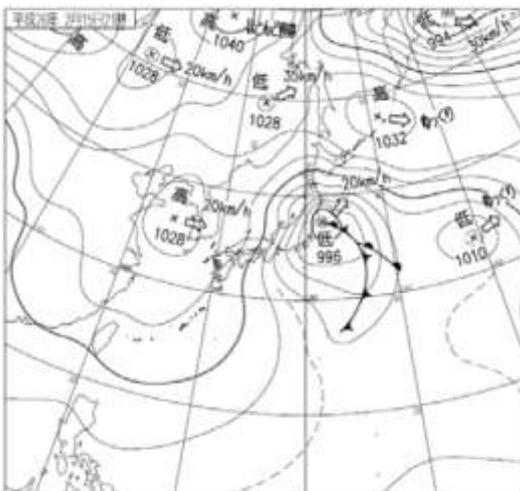
平成26年2月15日12時 (日本時間)



平成26年2月15日15時 (日本時間)



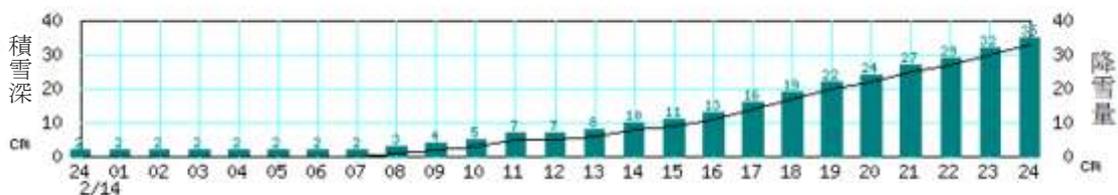
平成26年2月15日18時 (日本時間)



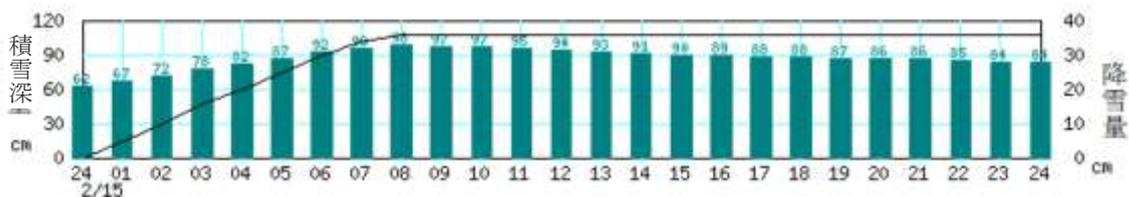
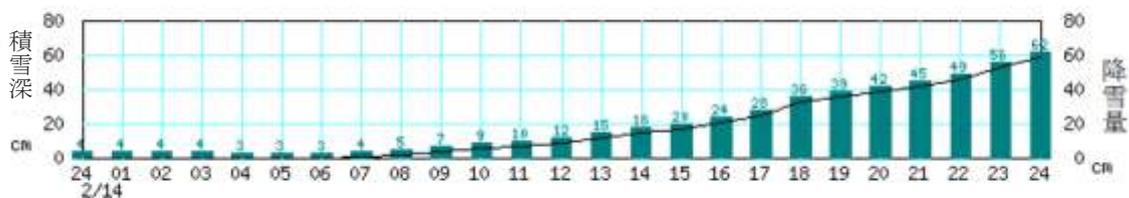
平成26年2月15日21時 (日本時間)

## (2) 積雪量・降雪量の推移 (熊谷・秩父)

熊谷：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深・降雪量 (cm)



秩父：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深・降雪量 (cm)



## (3) 過去の気象記録との比較

最大積雪深

熊谷 62.0cm (今回) ※1896年観測開始以降最大

月最深積雪	62cm	45cm	43cm	28cm	27cm
	2014/2/15	1936/2/23	1954/1/24	1968/2/16	1969/3/12

秩父 98.0cm (今回) ※1926年観測開始以降最大

月最深積雪	98cm	58cm	53cm	49cm	48cm
	2014/2/15	1928/2/14	2001/1/27	1968/2/16	1998/1/15

(4) 気象予報・注警報の発表状況

<気象予報府県気象情報>

	発表日時	積雪実績値(秩父)	降雪予想多いところ
第1号	2月13日(木)11:45	3センチ	14日から15日にかけて秩父地方を中心に大雪となる見込み
第2号	2月13日(木)17:16	〃	14日18時まで 15センチ
第3号	2月14日(金)6:21		15日6時まで 40センチ
第4号	2月14日(金)17:27		15日18時まで 20センチ
第5号	2月14日(金)18:35	14日18時現在 36センチ	15日18時まで 30センチ
第6号	2月14日(金)23:09	14日22時現在 49センチ	15日21時まで 20センチ
第7号	2月15日(土)5:57	15日5時現在 87センチ	16日6時まで 20センチ

<参考> 1週間前の大雪の積雪深 秩父 48cm (2月9日 1:00 観測)

<大雪に係る主な気象注意報・警報>

発表日時	種類	発令地域	解除地域
2月14日(金)9時22分	大雪注意報発令 着雪注意報発令	県全域	
2月14日(金)15時09分	大雪警報発令	秩父地方	
2月14日(金)18時10分	大雪警報発令	南中部、南東部、 南西部、北東部、 北西部	
2月15日(土)6時31分	大雪警報解除 着雪注意報解除		南中部、南東部、 北東部
2月15日(土)8時59分	大雪警報解除 着雪注意報解除		南西部、北西部
2月15日(土)10時59分	大雪警報解除 着雪注意報解除		秩父地方
2月16日(日)4時38分	雪崩注意報発令	秩父地方	
3月6日(日)3時15分	雪崩注意報解除		秩父地方

#### 4 被害の状況 (2/27 15時現在 県調べ)

##### (1) 人的被害

死者 3人

加須市	67歳女性	ベランダ屋根の崩落により下敷き
深谷市	70歳女性	屋根からの落雪により下敷き
横瀬町	78歳男性	屋根からの落雪により下敷き

重症 28人

中等症 135人

軽症 296人

<傷病の程度について>

重症 傷病の程度が3週間以上の入院を必要とするもの

中等症 傷病の程度が3週間未満の入院を必要とするもの

軽症 傷病の程度が入院を必要としないもの

##### (2) 建物被害

ア 住家被害 半壊 1件(飯能市)、一部損壊 9件

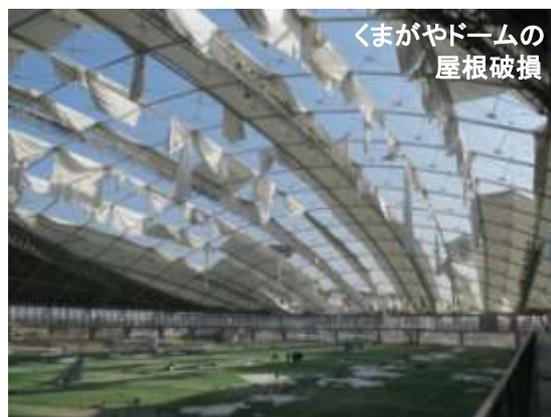
イ 県有施設 「くまがやドーム」で膜屋根が破損する大きな被害

ウ 市町村施設 「富士見市市民総合体育館」メインアリーナ屋根崩落

##### (3) 農業被害

被害額合計 229億円(55市町村(32市22町1村))

<被害状況写真>



## 5 孤立集落の把握・解消状況

・ 2月17日16時現在	7市町	33地区	1,427世帯	
・ 2月18日 9時現在	6市町	29地区	1,118世帯	
・ 2月18日15時現在	8市町	25地区	579世帯	
・ 2月19日15時現在	7市町	21地区	274世帯	(555人)
・ 2月20日15時現在	3市町	10地区	101世帯	(193人)
・ 2月21日15時現在	3市町	6地区	49世帯	(78人)
・ 2月22日15時現在	2市町	5地区	35世帯	(56人)
・ 2月23日15時現在	2市町	4地区	26世帯	(38人)
・ 2月24日16時現在	2市町	3地区	24世帯	(35人)
・ 2月25日16時現在	2市町	2地区	2世帯	(5人)
・ 2月27日15時現在	孤立解消			

## 6 主な対応

### (1) 災害対応の体制

- 2月14日 9:22 危機管理防災部及び県土整備部が待機体制を施行
- 2月15日 8:00 危機管理防災部、県土整備部及び県警察本部が大雪被害対策体制を施行
- 2月15日11:00 農林部が農業被害情報の収集を開始

### (2) 防災関係機関等の活動

- ア 自衛隊への災害派遣要請(2月17日 18:30)  
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町における孤立者等の救援・救助等撤収要請(2月23日 12:00)
- イ 三県防災協定等に基づく除雪支援  
新潟県及び新潟県十日町市による除雪応援
- ウ 国土交通省関東地方整備局・北陸地方整備局(TEC-FORCE)による除雪支援
- エ 埼玉県建設業協会による地域を越えた除雪の支援
- オ 政府調査団による秩父地域雪害被害視察(3月10日)

### (3) 主な応急対応

- ア 車両の立ち往生等への対応  
大雪により道路上で立ち往生する車両など、秩父市内6か所で58人が緊急の救助を要する事態となり、救助要請が県にあった。防災ヘリ及び県警ヘリによる物資投下及び救出作業(防災ヘリ2人、県警ヘリ25人)、県土整備部による除雪などにより、17日14時53分までにすべての要救助者を救助した。
- イ 孤立集落への対応  
道路の通行止めにより孤立集落が発生、雪の量が多く除雪に時間を要することが



## 第2章 検証結果と防災対策への反映

検証項目として設定した5項目のそれぞれにおける主な「問題点の検証」、「改善の方向、防災対策への反映」、「うまくいった点の検証」は、次のとおりである。

### 1 情報収集と情報共有

#### (1) 県庁における情報収集

##### 【状況】

- ・危機管理防災部及び県土整備部は、大雪注意報が発令された14日(金)9:22から、被害の情報収集を開始した。
- ・15日(土)以降、県では救出・救助案件への対応や孤立集落の情報収集を行っていたが、孤立集落の全体把握に時間がかかった。(→17日16時に1,427世帯を把握)

##### ア 問題点の検証

被災状況の把握が難しかった。〈県—市町村間〉

(分析)

- ・被災市町村は、住民からの問い合わせ対応などに追われており、孤立集落の具体的な状況把握が進まなかった。
- ・孤立集落について、市町村から県に報告する内容が定まっておらず、市町村における住民への聞き取り及び県への報告に混乱があった。
- ・県危機管理防災センターの複数の職員(県情報班)から市町村への照会が行われ、市町村にとって、県の対応窓口が不明確だった。
- ・休日の大雪災害に対し、市町村役場へ県職員を派遣して情報連絡活動をする事前の制度がなく(大規模地震時にはある)、17日(月)に職員を手配した結果、派遣が18日(火)になった。
- ・大雪のため、職員が被害現場に行けず、被害情報の収集が困難だった。

##### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	市町村等との情報共有機能の強化(市町村の情報収集をサポートする体制の強化)
具体的取組	・県情報班における市町村ごとの窓口担当者の固定化・明確化 ・孤立集落の把握に係る様式やフローの作成

---

---

## (2) 市町村の支援体制(市町村情報連絡員の派遣)

---

---

### 【状況】

- ・災害に伴う被害報告や県への救援報告は、市町村が主体となって行うこととしている。
- ・今回の大雪では、参集困難による職員不足や想定外の現場対応のため、市町村での職員不足が見込まれた。
- ・市町村の状況を迅速に把握するため、17日(月)に、危機管理防災部の依頼を受けた秩父地域振興センターが派遣職員の調整を行い、翌18日から(最長で2月21日まで)5市町村に県職員を派遣した。
- ・危機管理防災部及び秩父地域振興センターでは、既存制度を柔軟に活用し、実施要綱に基づかない基準(「大雪」かつ「勤務時間中」)であったが、例外的に市町村情報連絡員制度を運用した。
- ・派遣した職員は、主に被害状況の県への報告及び災害対応に係る県との調整役を担った。

### ア 問題点の検証

現行制度は「大雪(風水害)」での市町村情報連絡員の派遣は想定していない。

派遣された職員によって、対応に差異があった事例、引き継ぎが十分に行われなかった事例があった。

(分析)

- ・居住地要件で定めている「市町村情報連絡員の参集基準」は勤務時間外の大規模地震のみである。大雪や勤務時間中については、あらかじめ派遣を定める制度がない。
- ・今回の大雪では、実施要綱に基づかない基準(大雪かつ勤務時間中)で例外的に市町村情報連絡員が活動を行った。
- ・連絡員は原則複数名とし、1人ずつ交代させるなど円滑な引き継ぎを図る必要がある。
- ・勤務時間中の発災については、体制配備を速やかに行い、市役所近くの支部構成機関(地域機関)から職員を派遣することが効果的である。
- ・派遣職員の業務について、派遣職員及び市町村職員への周知が不足している。

## イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	<p>非常体制以外や風水害でも対応できるよう、市町村への連絡員派遣の基準拡大を行う。</p> <p>市町村情報連絡員の業務内容を見直すとともに、交代要員も含めた十分な数の連絡員を事前確保する。(人員を検討)</p> <p>市町村情報連絡員を2人体制とし、1人ずつ交替させることで連続性を確保することを検討する。</p>
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村情報連絡員実施要綱の改正(参集基準を地震以外の風水害等に拡大)</li> <li>・市町村情報連絡員研修会の開催(業務内容等を周知)※ 毎年度実施</li> </ul>

改善の方向	<p>勤務時間中の発生における支部から市町村情報連絡員を派遣する体制の整備</p>
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部業務の明確化</li> <li>・警戒体制、情報収集体制配備の決定手続の明確化</li> <li>・市町村情報連絡員の複数化、事前指名の検討</li> </ul>

## ウ 市町村情報連絡員について、市町村とのヒアリング検証

### 各市町からの声

- 役場から県庁各課に報告する手間が省けた。
- 情報ももらったが、出所が警察、自衛隊、消防のどこなのか、不明確だった。指示も県庁側で一元的に出してもらえるとよい。

(長瀬町)

- 18日から20日まで、秩父農林振興センターから本庁に異動した職員、西部福祉事務所に行っている職員、熊谷県土整備事務所にいる職員が派遣され、業務に従事してくれた。
- 非常参集訓練で顔と名前を知っていたのでフランクに話すことができた。
- 県土整備部にいたことのある職員は役場からの要望を人づてで話を進め、一緒に対応してくれたりして、特に有難かった。
- 自衛隊の活動を毎日夕方に町長へ報告した時も、市町村連絡員が立ち会って、情報活動を進めてくれたので役場はかなり助かった。
- 積極的に県庁との調整を担ってくれたことは助かったもので、今後も市町村連絡員には役場に入ってもらい、一緒に対応するようお願いしたい。

(皆野町)

- 市町村連絡員は、複数いるほうが良い。市町村連絡員の業務が詳しくわからないので、市役所側もお願いしていいものか迷った。
- 例えば2人一組にして、うち1人が翌日もいて経緯が分かっているような形が取れるとよい。
- また、連絡員は9時から17時で帰るのではなく、せめて派遣後4日間(16日～19日)くらいは21時ころまで待機してもらえれば、県との情報交換ができたのではないか。

(秩父市)

- 役場側では、連絡員の役割についての把握不足に加え、様々な対応に忙しく、コミュニケーションをとる余裕がなかった。

(横瀬町)

- 派遣された職員によって対応が異なった。
- 県と町の間に入って少し困難な調整をしてくれた県職員もいれば、何のために派遣されてきているのかわかっていない職員もいた。

(小鹿野町)

### (3) 孤立集落の把握と救援情報の把握

#### 【状況】

- ・ 15日(土)から、緊急の対応が必要な被災者や集落等について、市町村への聞き取り調査を行っていた。
- ・ 17日(月)、「交通途絶の市町(地区)と世帯数、人数調査表」を作成し、被災市町村への一斉調査を実施した。(調査項目：孤立集落地区名、世帯数、人数)  
情報を取りまとめ、2月17日(月)16時現在で1,427世帯の孤立集落を把握した。[資料1]
- ・ 19日(水)、救助や物資輸送を行うため、「孤立集落世帯状況調査票」を作成し、毎日定期的に報告するよう市町村に依頼した。[資料2]

#### ア 問題点の検証

孤立集落の状況把握が遅れた。〈市町村一住民間〉

(分析)

- ・ 降雪により、市町村職員の出勤が限られた。
- ・ 大規模災害に類似した広範囲の被災に対し、市町村では、どこから対応に着手したらよいかわからない状況だった。
- ・ 孤立集落情報として、県に何を報告するのか、県にどのような支援を要請したらよいかわからなかった。
- ・ 別荘や作業小屋にいる住民の安否確認が遅れたところがある。

#### イ 改善の方向、防災対策への反映

今後の防災対策への反映	今回の大雪で把握した「孤立の可能性が高い集落」や「孤立集落が求める支援内容」を整理し、次の大雪に備える。 職員が参集できない場合も含め、住民の安否確認の手法を、市町村で整理しておく。
県が行う具体的取組	・ 市町村による孤立集落のリスト化、マップ化(大雪ハザードマップ)の作成支援 ・ 市町村による避難行動要支援者等の名簿作成の支援

#### ウ うまくいった点の検証

市町村に対し、具体的な様式や個票を提示したところ、市町村職員が住民のニーズを聞き取る際に役に立った。

今後の防災対策への反映と取組	・ 大雪災害に係る県、市町村の役割の明確化 ・ 県に報告すべき情報(救助・救援のために必要な情報)の事前明示
----------------	---

## ★★市町村はどのように要支援者を把握したのか。★★

### 各市町からの声

- 山間部の高齢者は遠慮がちで現地に赴かないと本当の窮状はわからない。例えば、大滝地区では当初それほど要望はなかったのが、時間の経過とともに食料の要望等が出てきたようだ。真のニーズを把握することは難しい。
- 18日に個票を示され調査を指示されたが、1軒1軒をそこまで調べるのは当時の状況では困難。指示された調査の趣旨目的が、自衛隊・県警機動隊の効率的・効果的な活動展開のための孤立世帯の丁寧な把握であると、知らされていなかった。
- 要支援者名簿は手挙げ方式で作っており、自主防災組織には伝わっていた。安否確認では民生委員の力が大きかった。(秩父市)

- 情報収集の多くは、区長から行った。独居老人に対しては役場職員よりも身近な民生委員が激励の声掛けを励行した。また、民生委員が説得して、街場に住む息子のもとに移ることを決心し、自衛隊の車に乗ってもらい、役場で引き渡したこともあった。
- 停電しても使用できる黒電話を持っている住民がいたので、孤立集落内の状況を確認することができた。
- 住民からの電話対応においては、聞き取りシートを作成し、聞き漏らし等がないような対策をとった。(皆野町)

- 孤立集落は、17世帯、4、5世帯、1世帯と3つに分散していた。それぞれ区長や民生委員が1軒1軒当たって、概況を把握していた。親戚など人伝ですべて把握していたが、どうしても連絡がつかない世帯があった。警察に救助要請したが、その後、連絡が取れ要請はキャンセルした。16日からは町長が自ら安否確認を行った。(長瀬町)

- 土砂災害では道路の分断はあるが集落内の各世帯は交流がある。しかし雪では隣家とも連絡が付かない状態となり安否確認等が困難な状況であった。
- 孤立集落の中には、当面は困っていない集落もあったと思う。孤立集落の定義を整理する必要があるかもしれない。
- 早い段階から、ツイッターなどで、救援情報などが流れていた。しかし既に除雪が進んでいる所が緊急事案のように表現されたり、1週間前の救援情報が、現在の情報のように流れていたり、修正訂正が大変だった。(小鹿野町)

- 孤立集落への緊急物資等の必要性について、各区長から孤立者本人又は孤立集落班長の電話番号を聞き、直接電話による確認を実施した。その結果、皆さん買い置き等の備えがあり、すぐに欲しい物は無いとの回答が得られた。
- 民生委員の協力を得て、担当地区ごとに電話での一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者のいる世帯等の安否確認を実施した。
- 地域包括支援センターを通じて、要援護者の安否等確認を実施した。(横瀬町)

- 除雪が進まない地区では、区長に住民の安否確認や地区内の状況を聞いた。中沢地区(停電、孤立)には、保健師を含めた市職員を派遣し、安否確認、食料搬送、健康チェックを実施した。(飯能市)

- 電話での安否確認を行った。町長も自ら電話をかけた。(神川町)

## (4) 県庁内及び市町村との情報共有

### 【状況】

- ・ 15 日(土)から危機管理防災部、県土整備部及び県警察本部がヘリを活用した救出・救助活動等を行っていたが、庁内他部局や他の防災関係機関では、県の体制や活動内容が見えなかった。
- ・ 市町村に対し、県の活動体制（人数や責任者等）や、県が知り得た被害情報（ヘリからの上空映像等）の周知・共有が十分に行われていなかった。

### ア 問題点の検証

庁内及び市町村等防災関係機関との情報共有が不十分であった。

（分析）

- ・ 県防災情報システムが大雪に対応していない。機能が十分に活用されていない。
- ・ 活動を行った危機管理防災センターのオペレーションルームにおいて、情報発信（体制名や担当者名の掲示）が不十分であった。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	防災情報システムの機能拡充
具体的取組	・ 新たに整備する災害オペレーション支援システムの機能として、路線における被害状況（通行止めや異常な積雪）や対応状況が共有できる機能を検討する。 ＜災害オペレーション支援システムの事業計画＞ 平成 26 年度：システム設計 平成 27 年度：システム開発 平成 28 年度：運用

改善の方向	現行防災情報システムの活用
具体的取組	・ 現行の県防災情報システムについて、被害情報の報告・閲覧機能だけでなく、県からの情報発信（ヘリテレ映像のライブ映像や写真情報の登録）を積極的に活用する。 ・ 統括部情報班、市町村情報連絡員向けマニュアル類の整備 ・ 防災情報システムの運用マニュアルの見直し

改善の方向	庁内部局間での情報共有の仕組の検討
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を設置しない体制（情報収集体制や警戒体制）においても、各部の連絡員を招集するなど、庁内の情報共有体制を強化する。</li> <li>・危機管理防災センターのオペレーションルーム内外において、体制名や担当者名の明示を行う。</li> <li>・災害に対し、どの部署がいつ、何をするのか、タイムライン的要素を取り入れたマニュアル（埼玉版タイムライン（防災行動計画）※）を作成し、部局を横串にする大雪対応のマネジメントを行う。</li> </ul>

※タイムライン（防災行動計画）とは

大規模水害等の発生前から各主体が迅速で的確な対応をとるため、いつ、だれが、どのように、何をするかを発災前から時間ごとに定めた行動計画のこと。他の主体がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体協働による、タイムライン（防災行動計画）を活用した取組を行う。

## (5) 降雪情報、除雪作業情報などの共有

### 【状況】

- ・住民や報道機関からの除雪状況の問い合わせに対応するため、県土整備事務所では多くの職員や時間を要した。
- ・住民からの問い合わせ対応や、自管理の市町村道の除雪計画を立てるため、市町村でも、県管理道路の除雪状況を必要としていた。

### ア 問題点の検証<県地域機関間、県一市町村間>

除雪に係る現場では、県地域機関と市町村の連絡体制が十分にできなかった。

(分析)

- ・初期段階の降雪情報の提供や除雪対応が十分にとれなかった。
- ・関係部局の各地域機関間及び各市町村との連絡体制（手段、時間、担当者、交替による引き継ぎ等）が、徹底されていなかった。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向 と取組	・地域機関と市町村による除雪に関する調整方法や場の設置を検討する。 ・降雪情報や除雪情報共有のための報告、手段をあらかじめ決定しておく。
--------------	---

### ウ うまくいった点の検証<県庁—県土整備事務所間>

- ・事務所職員は、建設業者との除雪作業の調整、県民や報道機関からの引きも切らない問い合わせへの対応に追われていた。
- ・そのため、現場の情報収集、資料整理等について、事務所職員のみでは十分に対応しきれなかった。
- ・さらに、経験のない国や他県からの応援受入、本庁からの状況確認などの問い合わせへの対応が事務所職員に大きな負担となった。



・県土整備部は秩父県土整備事務所に連絡員を派遣し、県庁との連絡調整を担当させた。これにより県土整備事務所は除雪に専念できた。

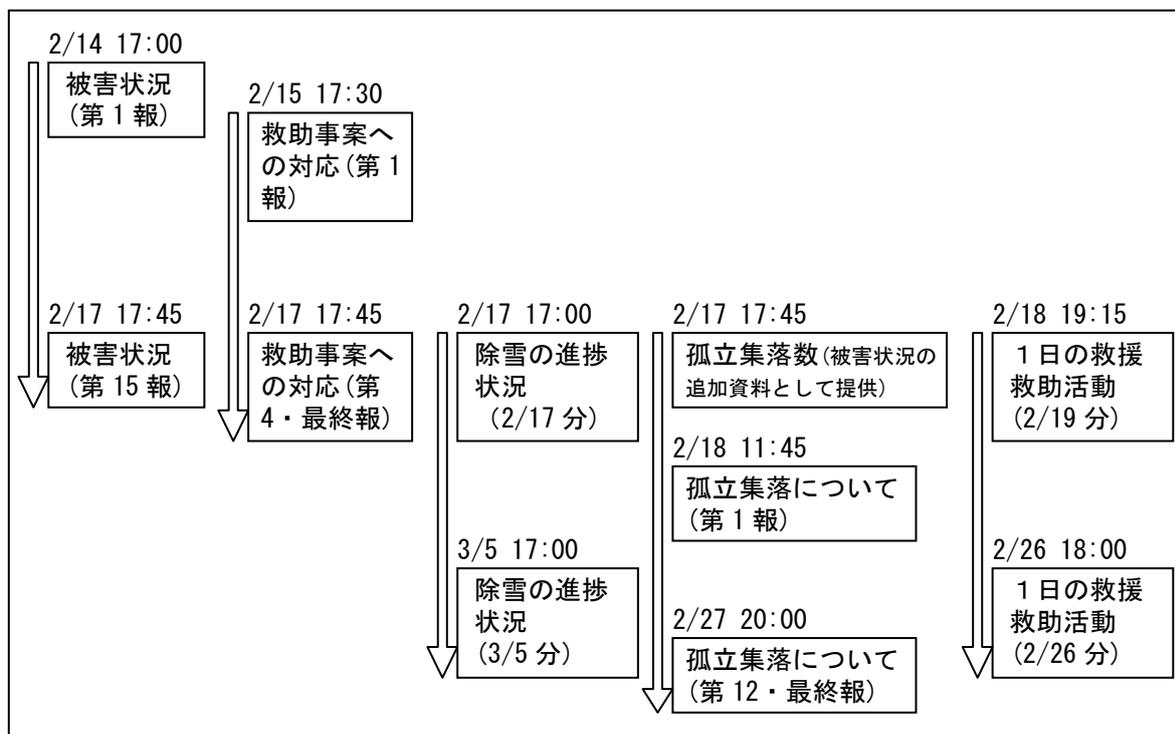
今後の 防災対策へ の反映	本庁と現地地域機関との連絡体制の確保 ・本庁各課から交替で県土整備事務所へ災害対策緊急要員を派遣し、連絡体制を確保する。
具体的取組	・予め本庁各課を割り振るローテーション表を作成する。

## 2 災害広報の在り方

### (1) 災害時にいつ、何を公表するか

#### 【状況】

- ・ 県が実施した主な定期的な広報



- ・ 県が実施した臨時の広報

災害救助法適用、自衛隊災害派遣要請、被災者に対する県税の減免等、大雪被害緊急相談窓口の設置について 等

この他、20～26日において、報道機関に対し、翌日の活動予定をメモ提供した。

#### ア 問題点の検証

初動期に、広報計画を協議する場がなく、広報活動が後追的になった。

(分析)

- ・ 記者発表のタイミングや報道内容について、早い段階で方針を立て計画的に実施する。
- ・ 発表の内容は、安心情報も含め、県民の関心が高い情報（県や自衛隊等の活動状況や活動予定）を積極的に発信する必要がある。

## イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	報道専門部署の助言機能の強化
具体的取組	・災害対応の初期の段階から報道長付職員が対策本部等に入り、危機管理防災部幹部と報道発表のタイミングや内容について協議を行う。

改善の方向	報道対応のタイミング・手法の検討
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に向けて、正確な情報を定期的にプレス発表することを事前に定める。発表の頻度は災害の程度に応じて、原則、発災時に方針を定める。</li> <li>・県の活動状況について、各部局から危機管理防災部に集約する内容と提出方法のルール化を行う。</li> <li>・県と市町村が発表する情報について、県と市町村間の調整を図る。</li> </ul>

今後の 防災対策への 反映	<p>積極的広報により県の対応状況をPRする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報だけでなく、県や関係機関が対応した活動状況を取りまとめ、積極的に記者に提供する。</li> </ul>
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の災害対応状況の積極的発信（統括部運営要領の改正）</li> <li>・県の活動状況について、危機管理防災部に集約する内容と提出方法のルール化</li> </ul>

## ウ うまくいった点の検証

・大雪により立ち往生した車両等に対し、車内への排ガスの逆流による一酸化炭素中毒への注意喚起をFM NACK5などの民放ラジオの協力で実施した。

今後の 防災対策への 反映	緊急性が高い情報や注意喚起については、テレビやラジオ等の報道機関に対し、積極的に報道協力を依頼する。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道各社との緊急連絡窓口の確認（毎年実施）</li> <li>・大雪に伴い注意喚起が必要な情報の事前洗い出し</li> </ul>

## (2) マスコミ対応

### 【状況】

- ・プレスリリース後、マスコミからの問い合わせは、県広報班が担当した。

### ア 問題点の検証

マスコミからの問い合わせに対し個別に対応したため、対応に時間を要したとともに、回答した職員により内容が異なることがあった。

(分析)

- ・マスコミからは、報道資料に記されていないより詳細な情報を求められる。
- ・社会への影響力や関心を考慮し、積極的な報道発表（記者レク）を行う必要がある。
- ・マスコミへの発表を以下のとおり行ったが、全て資料提供であり、資料提供することでマスコミからの問い合わせが殺到した。
- ・回答がバラバラにならないように取材対応力の一元化を図る必要がある。

#### <資料提供>

- ・大雪に伴う救助事案について（計4回）
- ・大雪による被害状況について（計15回）
- ・大雪による救出・救助について（計9回）
- ・大雪による孤立集落について（計12回）
- ・災害救助法適用、災害派遣要請、大雪被害緊急相談窓口の設置について（適宜）

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	県民への安心情報の発信 ・プレスリリースだけでなく、定期的なブリーフィング※を行う。 ・発表に当たっては、できる限り同一人物が行い、プレゼン能力を重視し、職位に関係なく適切な人物を指定する。
具体的取組	・ブリーフィングの定期実施や広報手法の見直し（統括部運営要領の改正） ※ブリーフィングとは、報道機関などに対し、簡易的な情報を定期的に発表すること

- ・取材対応について

改善の方向	専門部署（報道長付職員）の助言機能の強化【再掲】
具体的取組	・取材対応者が、必要な情報全てを把握されていないまま取材に応じると、あいまいな回答等に結び付き、マイナスイメージを与えてしまうため、取材対応者に速やかに事実経過や想定質問などできるだけ正確な情報を提供する。 ・状況等を判断し、知事等の取材の必要性やタイミングを的確に判断する。

---

---

### (3) 現地視察

---

---

#### 【状況】

- ・積雪の影響による交通渋滞や鉄道の運行停止で、陸路による現地入りが困難であったこと、また、人命救助を最優先に防災ヘリや県警ヘリの運航を行ったため、早期の現地視察は困難であった。
- ・県幹部は現地の積雪の状況を、ヘリテレ映像で把握していた。
- ・知事の現地視察は、平成26年2月22日(土)に行った。

#### ア 問題点の検証

知事や県幹部が現地入りするに当たって、タイミングや手段等を事前に検討する必要がある。

災害対応のために防災職員が現地入りするに当たっては、本部オペレーションとの調整や適任者の考え方を整理する必要がある。

(分析)

- ・「知事や県幹部が被災現場を見て、現場の声を聞き、災害対応方針を決定する重要性」や「現場への激励」と「知事や県幹部の早期現地入りに伴う現場の混乱」などの影響を項目出しし、現地入りの適切なタイミングを図る。
- ・積雪や交通渋滞により、車両により被災地域に行けない場合を想定した移動手段を検討する。
- ・救出・救助にあたる防災ヘリや県警ヘリの合間活用や、他の交通手段の確保により、適時の現地視察を検討する。
- ・知事や県幹部の現地入りに当たっては、報道機関に対応する取材の場を設定し、アナウンスする。

#### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	発災時において、現地視察の時期や場所、取材の場の早期決定を図るため、現地視察のタイミングや手段について事前に検討する
具体的取組	現地視察の判断時に考慮すべき事項等を定めた現地視察実施要領（仮称）の策定

### 3 災害対応に係る体制

#### (1) 初動体制

##### 【状況】

- ・ 秩父県土整備事務所は13日(木)14時に大雪に備え業者への準備を指示した。
- ・ 危機管理防災部及び県土整備部は、大雪注意報が発令された14日(金)9:22から、待機班体制を配備し、被害の情報収集を実施した。
- ・ 15日(土)～16日(日)、救助案件への対応のため、危機管理防災センター内に指令室機能を付加し、救助要請に対し、防災ヘリと県警ヘリの活動調整を行った。
- ・ 危機管理防災部長が、県警本部や県土整備部とのミーティングを開催し、当日と翌日の救助活動予定を調整した。
- ・ 15日(土)8:00からの活動を、大雪被害対策体制(要綱に規定なし)の配備とした。
- ・ 危機管理防災センター内及び防災航空隊の対応人数は、15日(土)が延べ40人、16日(日)が延べ38人、県土整備部(本庁及び県土整備事務所)の対応人数は、15日(土)が延べ192人、16日(日)が延べ164人であった。

##### ア 問題点の検証

県災害対策本部を設置しない災害対応について、県の体制を明確にする必要がある。

(分析)

- ・ 災害対応の体制配備は「災害対策本部設置要綱」で定めているが、配備決定に係る手順が「運営要領」に記載されているのみで、わかりにくい。
- ・ 災害対策本部を設置しない体制において、県職員や防災関係機関に対し、体制の周知方法が明確でない。
- ・ 災害対策本部を設置しない体制において、中核となって災害対応を行う組織の名称(統括部)が、県民にとってわかりにくい。

##### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	体制配備の判断基準の明確化
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 警戒体制、情報収集体制配備の決定手続の明確化【再掲】</li><li>・ 注意報等に基づく配備体制の前倒し実施</li><li>・ 災害対応体制について、わかりやすい呼称への変更 →警戒体制、情報収集体制を整理し、「災害即応室(災害即応体制)」の新設</li><li>・ 職員参集支援メールを活用した、体制配備の周知(県職員向け)</li><li>・ 体制配備の伝達手段の明確化(関係機関向け)</li></ul>

改善の方向	災害対策本部が設置されない場合におけるドクターヘリと防災ヘリの連携
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置された場合は、ドクターヘリは同本部の指示に基づき出動することとされている。災害対策本部が設置されない場合においても、ドクターヘリの運航状況（運航可否）が随時危機管理防災部に入り、ドクターヘリと防災ヘリの連携（防災ヘリによる補完運航）が速やかに行われるようにする。</li> <li>・広域災害・救急医療情報システムにドクターヘリの運航状況を常時掲載し、地元消防機関はもとより、県消防防災課および県医療整備課を含め確認できるようにする。</li> </ul>

### ウ うまくいった点の検証

初動期から、危機管理防災部、県土整備部、警察本部が連携し、救助案件へ取り組む体制をとった。

今後の防災対策への反映	ヘリの運航調整について、各機関のヘリ運用担当者が県部隊調整班で調整を行い、情報の一元化、運用の統制を図る。
具体的取組	・統括部マニュアルの改訂（部隊等の運用統制）

## (2) 職員の参集

### 【状況】

- ・14日(金)の夜間から、危機管理防災部及び県土整備部では幹部職員を含め、所属所に泊まり込んで情報収集、連絡調整等を行う職員を配備していた。
- ・危機管理防災部幹部職員は、待機を行う職員と電話連絡が取れる状態を維持しながら県庁近くの公舎に帰宅し、15日(土)の朝に参集した。
- ・市町村においては、14日(金)に職員を残していたところもあったが、15日(土)に幹部が出勤できない自治体もあり、電話による指示伝達を行っていた。
- ・県地域機関の中には、降雪に伴う交通の途絶により、早期の参集が困難な事務所があった。

### ア 問題点の検証

地震や台風と異なり、異常な降雪に対応するための参集(又は待機)ルールが明確ではなかった。災害体制を整えていない部署については、早期参集が可能となるよう体制を整備する必要がある。さらに、事象の発現以前の前倒し配備(又は待機)も検討する必要がある。

(分析)

- ・降雪が続く夜間において、突発的な事態発生(及び通信途絶等)に備え、幹部職員の庁内待機が必要になる。
- ・市町村の幹部職員についても、待機の必要性等について県が助言するケースを想定する必要がある。
- ・災害対応を行う事務所においては、初動要員の確保のため、事務所内に宿泊待機する体制を検討する。
- ・<県警本部>当日の勤務員は通勤することも困難で、非常招集により参集する隊員も通勤に苦慮するなど、資機材・人員ともに不足状態であったことへの対応が必要である。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	大雪に係る災害対応業務を明確にし、各所属において初動要員の確保に努める。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・埼玉版タイムライン(防災行動計画)の作成【再掲】</li><li>・県と市町村の幹部同士が携帯電話で連絡を取れる体制整備(実施済み)</li><li>・職員参集支援メールを活用した、参集状況の確認【再掲】</li><li>・体制配備の伝達手段の明確化(関係機関向け)</li><li>・秩父地域振興センターにて宿泊スペースの確保(実施済み)</li><li>・各部、支部運営要領等の見直し(注意報等に基づく配備体制の前倒し実施)</li><li>・&lt;県警本部&gt;大雪の可能性が高い場合、勤務公署等にあらかじめ必要な隊員を宿泊させるなどして体制確保を図る。</li></ul>

改善の方向	<p>&lt;BCPについて&gt;</p> <p>大規模災害が発生した場合に、限られた職員で非常時優先業務を実施するための業務や体制の見直しをするとともに、平素から職員への意識醸成を図る。</p> <p>降雪等により、職員の登庁が困難と予想される場合は、必要と思われる数の職員を庁舎に泊まらせるなどの業務継続を考慮した措置を検討する。</p>
具体的取組	・業務継続計画（地震編）の改正（平成26年12月予定）

## ウ うまくいった点の検証

<県土整備部内及び県土整備事務所の取組>

- ・当初から通常の2倍の人員の確保、24時間体制の確保を行い本庁では幹部職員が、地域機関では所長が庁舎に常駐した。
- ・鉄道、バスなど公共交通機関の途絶により、職員の参集や通勤ができなくなったことから、徒歩による出勤可能職員のみによるローテーション、段階的なローテーションへの移行を行った。
- ・除雪が長期化することにより、除雪対応の職員のローテーションが組めなくなったことから、夜間除雪作業に対応するため、独自変則勤務（夜に勤務、昼に睡眠・休息）体制を実施し、近隣事務所からの職員応援を受け入れた。
- ・応援職員の調整は、部内（本庁）で実施した。

今後の防災対策への反映	<p>近隣に居住する職員、本庁の職員、除雪が完了している事務所職員による応援体制を確保する。</p> <p>今回、県土整備部が臨機応変に実施した取組について、制度化・マニュアル化を検討するとともに、各災害対応業務のある他の地域機関に普及させる。</p>
具体的取組	<p>&lt;県土整備部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度6弱以上の地震が発生した際の対応をまとめている業務継続計画（BCP）の職員参集ルールを活用した応援体制を構築する。</li> <li>・初動期の人的応援については、本庁（主管課）で部内調整を行う。</li> </ul>

### (3) 長期間にわたる災害対応への備え

#### 【状況】

- ・アクセス道路が降雪後、数日間除雪できず交通途絶となった地域機関があった。また、一部停電もあり業務に支障があった。

#### ア 問題点の検証

災害対応の少ない地域機関では、長期にわたる孤立への対応が十分ではない。

(分析)

- ・平成23年度に災害発生時の支部となる地域振興センター、保健所、県土整備事務所に対して、衛星携帯電話、災害従事職員用の3日分の食料、飲料水、非常用トイレセット等を整備した。しかし、他の地域機関には食料等の十分な備蓄がない。
- ・停電した場合の発電設備が地域機関に備えられていない。
- ・職員が常駐すべき施設やあらかじめ定めた参集場所が、孤立状態や使用不能状態にあるときの対応方法が決められていない。

#### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	地域機関の孤立化が予想される場合の除雪や停電への対応、職員体制、連絡通信体制、燃料や食料の備蓄等について検討しておく必要がある。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部支部となる地域振興センターに非常用都市ガス等発電機を整備（平成27年10月稼働予定）</li><li>・県土整備事務所に非常用自家発電装置を整備（平成26年10月までに完了予定）</li><li>・地域機関が孤立する可能性や備蓄状態の把握</li><li>・地域機関が使用不能や到達不能な場合の代替施設等対応方法の検討</li></ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域振興センター、保健所、県土整備事務所に備蓄している食料及び飲料水の更新（平成28年度に更新）</li><li>・対応すべき地域機関における物資、食料等の備蓄</li></ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域機関の防災機能の向上（電源確保、備蓄の充実等）</li></ul>

## (4) 地域における災害対応体制

### 【状況】

- ・ 除雪など災害時の個別業務は、各部の責任の下で実施されるが、地域における円滑な災害対応を図るため、地域振興センターが各地域機関や市町村の調整役になることが想定されている。
- ・ 今回の大雪では、秩父地域振興センターを中心に秩父支部が設置され、除雪を行う県土整備事務所のサポートや市町村情報連絡員の派遣調整などを担った。
- ・ 孤立集落対策のため、秩父地域に警察本部機動隊や自衛隊が投入されたが、地域における現地災害対策本部は設置せず、各市町村が対応を行った。

### ア 問題点の検証

大雪に対して、本庁（消防防災課）と支部（地域振興センター）、市町村の役割や情報ルートが不明確であった。

（分析）

- ・ 大雪に対して、支部の設置に係る判断基準、伝達手段が明確でなかった。
- ・ 被害報告や緊急性の高い要請（物資援助要請や緊急搬送要請）は本庁（消防防災課）と市町村が直接行う必要がある。
- ・ 支部は、被害の概観や市町村の活動状況を県職員として確認し、市町村への支援や本庁への報告を適宜行う。
- ・ 勤務時間中の発災に当たっては、支部構成機関から連絡員を派遣し、支部が市町村の情報を集約する。
- ・ 交通や通信の途絶の下、現場での災害対応を総合的に調整する必要もあることから、現地災害対策本部の設置基準を明確にする必要がある。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	大雪に係る地域機関の対応として、支部が行うべき業務の明確化、県と市町村の間の情報伝達・連絡体制における支部の位置づけの見直しを行う。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支部業務の明確化</li><li>・ 業務に伴う必要装備の整備</li><li>・ 警戒体制、情報収集体制配備の決定手続の明確化【再掲】</li><li>・ 職員参集支援メールを活用した、体制配備の周知（県職員向け）【再掲】</li><li>・ 体制配備の伝達手段の明確化（関係機関向け）【再掲】</li><li>・ 現地災害対策本部の設置基準の作成</li></ul>

## 4 災害対応や被災者支援

### (1) 救出・救助の活動

発災直後、降雪により立ち往生した車両の運転者、トンネルに逃げ込んだ県民、雪崩の危険がある状態で建物に取り残された県民等から救助要請(消防等への緊急通報)があり、緊急の救助案件に対応した。

<車両の立ち往生等の救助事案(全て秩父市内)>

① 中津川三峰口停車場線(仏石山トンネル) … 車両6台 (14人)

2月14日夜、ニッチツの社員13人と自動車修理工の軽トラック1台が立ち往生し、仏石山トンネル内に避難しているという情報が秩父県土整備事務所に入った。

2月15日15:55、救援物資の輸送のため、県警ヘリで付近まで飛行したが、滝沢ダム付近の霧のため物資の投下ができなかったため、再度17:15、防災ヘリにより、毛布及び食料を投下した。

16日、県警ヘリで救助を試みるが、強風のため現場付近に進入することができない状態であったため、11:20、食料などの物資を防災ヘリにて投下した。携帯電話で確認したところ、全員無事で体調の悪い人は出ていないという話である。

16:45、食料や携帯用カイロ、衛星携帯電話を入れた救援物資を投下した。その後、避難者から衛星携帯電話を使って、受領した旨の電話があり、男性14人で体調不良なしと連絡があった。

17日は風が収まり次第、県警ヘリによる救助を実施することとし、ヘリによる救助が困難である場合を考慮し、併せて国道140号からの除雪を進める。

17日13時頃から県警ヘリにより救助を開始し、14:53、14人全員を救助し、秩父市内道の駅ちちぶ臨時ヘリポートまで搬送した。

② 中津川三峰口停車場線(出合トンネル付近) … 車両3台 (3人)

2月14日夜、ニッチツ鉾山から軽自動車1台、ダンプ1台、タンクローリー1台で出合トンネルへ進行中、出合トンネル付近で立ち往生した。うち1人は出合トンネル内に避難。

携帯電話は通じず、仏石山トンネルに避難していたニッチツ社員が、3人の目撃情報を県に通報した。

15日15:55、救援物資の輸送のため、県警ヘリで付近まで飛行したが、滝沢ダム付近の霧のため物資の投下ができなかったため、再度17:15、防災ヘリにより、毛布及び食料を投下した。受領した形跡がみられる。

16日、県警ヘリで救助を検討するが、強風のため現場付近に進入することができなかった。16:45、食料や携帯用カイロ、衛星携帯電話を入れた救援物資を防災ヘリから投下した。

17日は風が収まり次第、県警ヘリによる救助を実施することとし、ヘリによる救助

が困難である場合を考慮し、併せて国道140号からの除雪を進める。

17日7時頃から県警ヘリにより救助を開始し、9:25、3人全員を救助し、秩父市内道の駅ちちぶ臨時ヘリポートまで搬送した。

③ 国道140号（大滝大橋付近） … 車両10台 （22人）

2月14日夜、ループ橋付近でトラック7台、バス1台、普通車2台が立ち往生しているという連絡が秩父県土整備事務所に入った。秩父市街から除雪を進め、15日15:15に現場に到着。バスに乗っていた高齢者3人を救助し、搬送した。

15日20:10、残る10台19人は自力で脱出、無事避難完了。

④ 国道140号（黒文字橋付近） … 車両5台 （当初8人）

2月15日早朝、除雪業者から、自分達を含めた除雪用重機1台とレッカー車1台、普通車3台が、倒木や深雪に阻まれ立ち往生しているという連絡が秩父県土整備事務所に入った。

同日15:50に防災ヘリが現場へ到着し、救援物資を受け渡すとともに、救助を希望していた普通車の女性1人（藤岡市在住の27歳女性）を、防災ヘリに収容し、飯能日高消防署へ搬送した。

16日7:40、食料などの物資を防災ヘリにて投下し、さらに13:40、軽油・食料を投下した。除雪車が昨日の昼から除雪を進めており、秩父市街地方面からの除雪車が23:55に現場に到達し、17日2:15には全員自力で脱出、無事避難完了。

⑤ 大陽寺（秩父市大滝） … 避難者10人

2月15日、積雪で国道に出られず、裏山からの雪崩が建物にかかっており危険であると連絡が入った。

県警ヘリが現場付近の偵察を行ったが、強風により飛行の継続が困難になった。そこで、国道140号から寺に至るまでの林道の除雪の準備を開始した。避難者は秩父署と電話連絡を取っており、本堂に避難している状態で、今夜は過ごせるという話である。

風が収まり次第、県警ヘリによる救助を実施することとし、ヘリによる救助が困難である場合を考慮し、併せて国道140号から林道を歩いて、地上からの救助を進める。

17日7時頃から県警ヘリにより救助を開始し、10:38、救助を希望する8人を救助し、秩父市内道の駅ちちぶ臨時ヘリポートまで搬送した。

⑥ 出会いの丘管理棟（雁坂トンネル入口付近） … 避難者1人

2月16日、出会いの丘の管理をしている山口組社員1人が管理棟に取り残されているため、救助の要請が県にあった。15:17、防災ヘリにより救助し、秩父市内道の駅ちちぶ臨時ヘリポートまで搬送した。

## (2) 自衛隊災害派遣要請

### 【状況】

- ・ 15日から16日にかけて、道路上で立ち往生する車両や建物内の閉じ込めなど秩父市内6箇所で58人が命の危険に瀕する事態が発生した。天候が悪くヘリコプターが現場に行けない時間帯もあったが、防災ヘリ1機、県警ヘリ2機及び除雪車両により救助可能と判断し、自衛隊への災害派遣要請は行わなかった。→17日(月)14:53、要救助者全員を救助。
- ・ 15日(土)9:00 災害派遣の必要性が生じた時に備えて、被害状況や対応等の情報を陸上自衛隊第32普通科連隊に提供。
- ・ 山梨県・群馬県が、救出・救助活動に係る災害派遣要請を行ったことを把握。
- ・ 災害派遣の3要件について、陸上自衛隊第32普通科連隊と協議し認識を共有する。
- ・ 15日(土)夕方以降、秩父市等から埼玉県に災害派遣要請がある。
- ・ 県は、第32普通科連隊に自衛隊の人命救助に係る除雪能力を確認し、緊急性のある事案は派遣要請するので報告してほしい旨を、16日(日)の朝、市町村に伝達する。
- ・ 17日(月)9:00 第32普通科連隊から危機管理防災センターに連絡員を派遣してもらい、具体的な物資、傷病者の搬送等のオペレーションに向けた協議を開始した。
- ・ 17日(月)16:00 把握した孤立集落1,427世帯のうち、救援を要する孤立者(約180世帯)に対応する輸送力が県で不足することが見込まれたため、同日18:30 陸上自衛隊第一師団長あてに災害派遣要請をする。

### ア 問題点の検証

災害派遣要請の要件(緊急性、公共性、非代替性)について、要請できるケースやできないケースが、市町村にとってわかりにくかった。

15日17:20 秩父市からの要請に対し、県から要件を満たしていない旨の伝達が翌日16日の朝になった。

(分析)

- ・ 災害対応における市町村との協働を行うに当たり、事前に周知しておくもの、発災時の混乱の中でも迅速かつ正確に伝えるべきものを整理する必要がある。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	自衛隊災害派遣について、市町村と共通理解を図る。
具体的取組	・「自衛隊災害派遣に係る受援の手引き」修正及び配布(平成26年4月に実施済み) ・地域防災計画等への明記

### (3) 孤立支援対策(救援物資の調達と搬送)

#### 【状況】

- ・ 県（情報班）が市町村から収集した「孤立集落世帯 状況調査票」により、孤立集落ごとの「食料」「水」「灯油」「医薬品」「緊急搬送」の状況を把握し、緊急度の高い案件を抽出した。
- ・ 県（物流オペレーションチーム）が備蓄あるいは協定先企業への発注により、必要物資を確保した。
- ・ 物資搬送に当たっては、搬送手段（ヘリ）と搬送先（ヘリポート）を確保し、物資の投下場所に住民が取りに来られないことから、一戸一戸、県警及び自衛隊が搬送することとなった。（安否確認も兼ねる）
- ・ 県（物流オペレーションチーム、部隊調整班）、県警、自衛隊が合同で搬送手段及び搬送者の振り分け調整を行った。

#### ア よかった点や問題点の検証

危機管理防災センター内での部隊間調整（防災航空隊、県警、自衛隊）により、スムーズな連携を行うことができた。

（分析）

- ・ 各部隊が必要に応じてすぐに調整しやすい環境を整える必要がある。
- ・ 現場の部隊からの情報収集をFAXで行っていたが、情報集約に時間がかかった。

#### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	他機関との調整が必要な救助活動について、各機関が持ち寄った情報に基づく協議や意思決定が適宜行われるよう、運用面の強化を行う。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災情報システムを活用した情報共有</li><li>・ オペレーションルームにおけるレイアウトを見直し、部隊調整班、県警、自衛隊を近くに配置する。</li><li>・ 情報共有の場である班長会議とは別に、部隊調整会議を設ける。</li><li>・ 統括部運営要領の改正</li></ul>

<孤立支援対策の活動>

18日	<p><b>県</b> 孤立集落の情報を市町村から取得 →秩父市中津川地区の食料が不足する恐れがある。全戸の安否確認がとれていない。</p> <p><b>県</b> 市町村からの要請に基づき、救援物資を用意。</p> <p><b>県・警・自</b> 危機管理防災部、県警本部、自衛隊の翌日の役割分担を調整</p>
19日	<p>8:56 <b>自</b> 自衛隊ヘリコプターにより、中津川小中学校跡地に自衛隊職員 14 人を搬送、降下。 ヘリコプターが着陸できるように付近を除雪（中津川臨時ヘリポートの開設）</p> <p>12:15 <b>警</b> 県警ヘリにより、機動隊 10 人を 5 人ずつ、秩父臨時ヘリポートから中津川臨時ヘリポートへ輸送</p> <p>12:50 <b>県</b> 防災ヘリにより、救援物資とかんじきを新座防災基地から中津川臨時ヘリポートへ搬送</p> <p>13:00 <b>警・自</b> 県警、自衛隊が共同で、ヘリポートから約 50m離れた孤立集落へ向け、スコップによる除雪作業開始 各戸を個別訪問し、救援物資を配布</p> <p>16 時頃 <b>警・自</b> 撤収</p>

<今回の大雪のため、県が調達した支援物資>

○ 住民への支援物資

県備蓄物資のアルファ米 1,500 食、缶入パン 96 食、クラッカー490 食、乾パン 128 食、2L ペットボトル水 102 本、医薬品 24 人分、毛布 36 枚と、県で調達したカップラーメン 420 食、灯油 2,160L、灯油用ポリタンク 95 缶を提供した。

○ 救援活動のための自衛隊、警察等への支援物資

かんじき 79 個（新潟県手配）、子供用ソリ 100 個（新潟県手配）、ストック 63 組、スノーシュー73 個、シュラフ（寝袋）50 個、アイススパイク 90 足、足カバー92 双、スコップ 83 個を調達し提供した。

No	輸送日時	輸送先	輸送経路	輸送内容	備付状況	備
23		茨城県	所沢行	災害用品	100kg×2 100kg×2	○
24	7/23 15:00	石巻大津ツ大巻	埼玉県行	(災害)	100kg×2 100kg×2	○
25	7/23 15:00	石巻大津ツ川巻	〃	〃	100kg×2 100kg×2	○
26	7/23 15:00	石巻大津ツ	〃	〃	100kg×2 100kg×2	○
27	7/23 15:00	石巻大津ツ	〃	〃	100kg×2 100kg×2	○
28	7/23 15:00	石巻大津ツ	〃	〃	100kg×2 100kg×2	○
29	7/23 15:00	石巻大津ツ	〃	〃	100kg×2 100kg×2	○
30						
31						
32						
33						
34						

危機管理防災センター（県（調達関係））



新座防災基地（ストック、スノーシュー）



新座防災基地（航空隊の物資積み込み）



新座防災基地（ポリタンク等積み込み）



飯能市（航空隊の医薬品搬送）



航空隊のかんじき説明



県警の物資搬出



自衛隊の灯油缶搬送

---

---

**(4) 孤立支援対策(透析患者等への対応)**

---

---

**【状況】**

- ・ 秩父地域において、積雪のため孤立した透析患者を防災ヘリで救助し、医療機関へ搬送した。
- ・ 除雪が進まず救急車が到着できない救急患者を防災ヘリで救助し、医療機関へ搬送した。

**ア 問題点の検証**

交通機関の途絶により、自力で来院できなくなる透析患者等に対し、必要な情報をわかりやすく提供する必要がある。

(分析)

- ・ 透析施設のある医療機関の情報や、救援に係る緊急連絡先等について、他の被災者支援項目と同様に、ホームページ等で広報する。

**イ 改善の方向、防災対策への反映**

改善の方向	大雪時に交通機関の途絶が想定される地域において、透析患者等の継続的な医療措置を要する慢性疾患患者に対し、医療機関情報・緊急時連絡先等、必要な医療情報等が提供される体制をつくる。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 透析患者等の把握</li><li>・ 透析施設の把握</li><li>・ 伝達すべき医療情報等の内容・時期・方法・役割分担にかかる県・市町村との調整</li><li>・ 災害時透析医療確保マニュアルに大雪対応を含める改正</li></ul>

## (5) 大雪対応に必要な資機材の整備

### 【状況】

- ・異常な積雪の中、救出救助活動や安否確認、救援物資の運搬等に必要な資機材を備蓄しておらず、発災後に調達した。
- ・17日(月)、新潟県に、救援物資を運ぶための「かんじき」や「そり」の調達を依頼、19日(水)9:00に新座防災基地に搬入された。

### ア 問題点の検証

航空機関係、山間部での活動関係で、部隊が雪に対応するための資機材が不足していた。  
(分析)

- ・過去に経験のない想定外の積雪であり、ヘリを運航するための駐機場、臨時ヘリポートの除雪に苦慮した。また、救助活動を担当した山岳救助隊員及び機動隊員も、想定を超えた積雪であったため、予想以上の作業時間を必要とした。
- ・山間部での救助活動や住民の安否確認等に従事するための資機材や装備品（除雪機、スノーシュー、ストック、冬季用シュラフ等）、駐機場を除雪するための資機材が不足又は未整備であったため、迅速な対応に支障が生じた。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	<県警察本部> 豪雪地を所管する他県警の対応を参考とし、必要資機材を新規に整備することを検討する。また現有する資機材の運用方法についても新規整備までの間は、県北部の警察署間の集中運用も検討するとともに、自治体、民間で保有する除雪能力の把握、大雪時の対応について協議の場を設ける。
具体的取組	・除雪用の資機材及び救助活動を行う隊員用の資機材について、平成27年度当初予算要求を検討する。 ・大雪対応の資機材（かんじきや融雪剤等）の早期確保

### ウ うまくいった点の検証

- ・三県（群馬県、埼玉県、新潟県）防災協定に基づく新潟県からの応援（救援に必要な物資の提供）を迅速に受け入れた

今後の防災対策への反映	大雪対応に係る都道府県間の広域応援体制を推進する。
具体的取組	・三県防災協定に基づく取組を全国に事例紹介

## (6) 農業被害への対応

### 【状況】

- ・ 13日(木) 「降雪に伴う農作物等の技術対策資料」を県ホームページ等に掲載
- ・ 14日(金) 農林部各課所が被害状況調査を開始
- ・ 17日(月) 各農林振興センター及び農業支援課に「大雪被害緊急相談窓口」を設置
- ・ 17日(月) 農業生産施設の復旧に対する国庫補助の弾力化について農林水産省に緊急要請
- ・ 18日(火) 県内の金融機関に対し、被害農業者に対する経営再建資金の円滑な融通、既往債務の償還等に対する相談へのきめ細かな対応等を要請
- ・ 19日(水) 県ホームページに農林業被害の状況及び対応をまとめたサイトを開設
- ・ 21日(金) 副知事から農林水産省の吉川副大臣に対し、国による特段の支援を要請
- ・ 27日(木) 大雪による被害を埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく特別災害に指定
- ・ 3月3日(月) 知事が林農林水産大臣にさらなる支援を要望
- ・ 3月11日(火) 2月定例県議会に、被災農家支援にかかる平成26年度当初予算の補正予算案を追加提出
- ・ 3月26日(水) 平成26年度当初予算の補正予算案可決

### ア 対応の検証

- ・ 経済的影響をいち早く把握するため、降雪が終わった後、速やかに情報収集を開始した。
- ・ 農家に与える経済的な影響が大きいことから、資金に関する国への要望を迅速に行い、手厚い補助を受けることができた。
- ・ 農業者に対し、17日には農林振興センター及び農業支援課に相談窓口を設置し、ワンストップな相談体制を確立した。

今後の防災対策への反映と取組	県農業の早期復旧への支援に継続して取り組むとともに、今後の災害対応に当たっても、被害状況や社会的影響を踏まえた迅速な対応を行う。
----------------	--

### イ うまくいった点の検証

今後の防災対策への反映	今回の大雪では、速やかに把握した被災状況を基に、臨機応変に対応を行うことができた。
-------------	---



## 5 道路機能の確保

### (1) 道路機能の確保

#### 【状況】

- ・ 異常な積雪のため、全域の除雪に時間がかかった。
- ・ 道路管理者ごとに除雪を担当しているため、県や市町村等がそれぞれで業者と契約している。
- ・ 防災活動拠点である秩父防災基地までの道路は急勾配で蛇行しているため、除雪に時間がかかり基地開設が遅れた。
- ・ 停電復旧作業のため、東京電力が持ち込んだ「除雪を優先してほしい箇所」データを県土整備部、農林部、市町村に転送し、早期除雪を調整した。

#### ア 問題点の検証

災害対応に必要な施設のアクセス確保や、優先的に除雪すべき箇所及びルートを選定し、除雪優先順位の明確化を図る。

(分析)

- ・ 災害対応や流通の確保のため、幹線道路の除雪を最優先とする必要がある。
- ・ 災害拠点病院等地域ごとの中核医療機関、救援活動に使用するヘリポートの活用予定リスト（除雪希望リスト）を作成し、除雪関係機関との協議を行う。

#### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	道路管理者ごとに対応することを基本としつつも、特に災害対応に必要な施設は、早期に除雪する体制を整える。
具体的取組	<p>&lt;除雪優先順位の設定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時の重要箇所（災害拠点病院、ヘリポート、防災基地、消防署や警察署など防災関係機関等）のうち、優先除雪施設をリストアップし、除雪の分担や方法をあらかじめ決める。</li><li>・ 道路管理者ごとに対応することを基本としつつも、特に災害拠点病院などへの搬送経路については、協力できる体制を構築する。</li><li>・ 地域業者の除雪能力の把握</li></ul>
改善の方向	電気施設の復旧や緊急事案については、危機管理防災部と県土整備部が共通の認識・情報を持ち、最優先に対応する。
具体的取組	・ 東京電力との連携強化

## (2) 除雪力の不足

### 【状況】

- ・ 異常な積雪のため、全域の除雪に時間がかかった。
- ・ 他県（新潟県、十日町市）、管内を越えた県内建設業者、TEC-FORCE の応援による、除雪作業を実施した。

### ア 問題点の検証

地域内における除雪能力が不足した。

（分析）

- ・ 業者の除雪能力に限界がある。
- ・ 想定を超える大雪時の支援体制が不十分である。
- ・ 除雪業者の除雪能力（保有機材、オペレーター等）を把握していなかった。
- ・ 重機を動かす人が不足。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向 と取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被災地域以外の業者による円滑な除雪応援</li><li>・ 初期段階の除雪方法についての検討</li><li>・ 管内の単契業者が決まった段階で、国、県、市町村の調整会議を開催し、重複業者、除雪路線、地域等の優先順位などを確認する。</li><li>・ 建設業協会だけでなく、他業種の業界団体との連携についても検討する。</li><li>・ 除雪専用機配備の検討</li><li>・ 除雪業者の除雪能力の把握</li><li>・ オペレーターの免許取得状況の把握</li><li>・ 他県の支援可能状況の確認</li></ul>
--------------	--

### ウ うまくいった点の検証

- ・ 秩父地域の除雪作業のため、新潟県及び県内企業の協力を調整し、受け入れた。

今後の 防災対策へ の反映	三県（埼玉、新潟、群馬）知事会議の防災協定に基づく新潟県への応援や県内企業による秩父地域への除雪支援について、今後も協力体制を維持する。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他県、建設関連団体、企業との連携強化</li><li>・ 要請手続や受入に係るマニュアル化</li></ul>

---

---

### (3) 除雪環境の整備

---

---

#### 【状況】

- ・ 除雪に当たり、スノーポール等がなく、降雪時の歩車道境界が確認できないため、事故等を恐れ慎重に作業した。
- ・ 市街地で除雪した雪が路肩に残り、自転車歩行者などの交通への支障が長引いた。

#### ア 問題点の検証

積雪地域の道路仕様になっていない。

(分析)

- ・ 度重なる雪崩により危険箇所が増加し、除雪作業が困難だった。
- ・ 市街地等の雪の廃棄場所が事前に決められていなかったため、雪捨て場の確保が困難だった。

#### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向	除雪しやすい道路環境の整備を進める。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雪崩防止対策の実施</li><li>・ スノーポール等の設置</li><li>・ 路肩の有効活用</li><li>・ 雪捨て場の事前選定等の検討</li></ul>

## (4) 除雪業務の効率化

### 【状況】

- ・雪で車両が動かなくなり、道路上に取り残された遭難者が発生した。
- ・雪で動けなくなった車両が除雪の障害となった。

### ア 問題点の検証

事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する必要がある。

(分析)

- ・高速道路の通行止めにより、一般県道等への車両の流入が集中することで、効率的な除雪ができなくなっていた。
- ・峠道などでは、スタックする車両により車線が塞がれ、結果として通行止めになってしまった。
- ・自動車が通行している間は雪も溶けやすいが、通行止めになると、すぐに雪が積もり始めることもあり、交通規制をかけるタイミングが難しい。

### イ 改善の方向、防災対策への反映

改善の方向と取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・大雪により通行止めになりそうな路線、区間の洗い出しと通行止めの早期実施。</li><li>・通行止め実施時の迂回計画を検討</li><li>・指定された路線情報の関係機関との共有</li><li>・マスコミを通じ、車両移動行為の制限を県民に伝える</li><li>・高速道路、国道等の除雪作業状況、規制解除等の把握</li></ul>
----------	--

- ・放置自動車や立ち往生車両の発生

今後の防災対策への反映	放置自動車や立ち往生車両の、緊急的な撤去手順を検討する。 施錠されている放置車両は鍵を壊してレッカー移動しても賠償を求められないよう法整備を国に要望すること等を検討する。
具体的取組	・自動車を放置されない取組（臨時駐車場所の確保、付近における避難所の確保）の検討

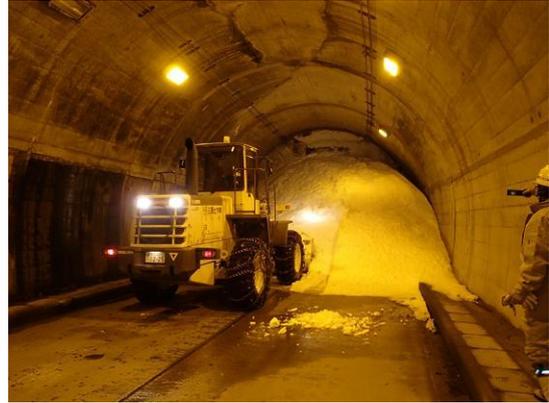
### ウ うまくいった点の検証

- ・除雪進捗情報の把握と広報のため、以下の対応を行った。

今後の防災対策への反映	<ul style="list-style-type: none"><li>・除雪図面及び路線調書の作成とホームページの定期的更新</li><li>・除雪図面掲示による職員間の情報共有</li><li>・業者への除雪状況定時報告の要請</li><li>・職員パトロールによる除雪情報収集</li><li>・朝と夕方の職員引き継ぎの励行</li></ul>
-------------	---



H26.2.18 中津川三峰口停車場線 除雪状況



H26.2.18 中津川三峰口停車場線 除雪状況



H26.2.22 国道 140 号 除雪状況



H26.2.24 中津川三峰口停車場線 除雪状況



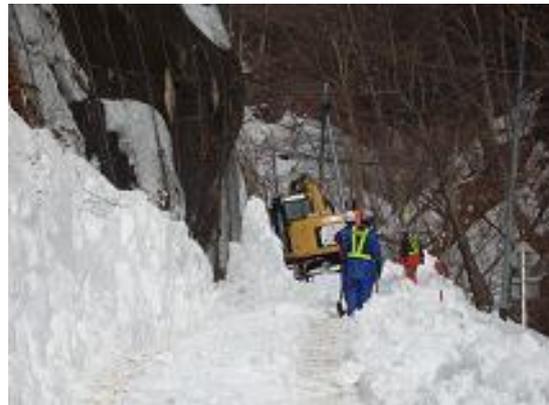
H26.2.19 国道 140 号 除雪状況 (新潟県)



H20.2.20 秩父多摩甲斐国立公園三峰線 除雪状況 (新潟県)



H26.2.27 中津川三峰口停車場線 除雪状況 (TEC-FORCE)



H26.2.27 中津川三峰口停車場線 除雪状況 (TEC-FORCE)

## ★★除雪について、市町村における対応と県への要望★★

### 各市町からの声

#### 道路機能の確保

○ 停電の復旧は重要である。電気関係は優先して除雪する方が良い。ただ、電線の復旧のために、例えば幅員 3 m をすべて除雪しないと工事車両が入れないようなところもある。東電は倒木処理に手間取っていた。

(長瀬町)

○ 山間部では停電が 3 日間続いたところがあったが、東京電力とのホットラインを持っており、役立った。東京電力は頑張ってくれた。

(神川町)

○ 救急患者の搬送、食料等の物資の搬送のため、町と他地域を結ぶ幹線道路（緊急輸送道路）の確保を優先してほしい。

(小鹿野町)

#### 除雪力の不足

○ 小鹿野町の契約業者 16 社には、積雪 10 センチを超えたら除雪をお願いしている。

14 日の降り始めから除雪を実施していたが、前の週の残雪も道路脇にあり、除雪が思うように進まなかった。そのため除雪機（建設重機）を所有している水道工事関係者にも連絡し、除雪の協力を依頼した。

(小鹿野町)

○ 国県道と町道を一体的に道路ネットワークとして除雪をする必要があるのではないかと。業者が町道を素通りして国県道を除雪することへの不満が多く寄せられた。

○ これだけの大雪だと、そもそもオペレーターが重機に乗るために雪道をラッセルして来るので、時間を要した。

(皆野町)

○ 秩父圏域だけで除雪対応するのに限界があったときには、県内全体で連携して除雪する体制づくりをお願いしたい。

(横瀬町)

## 除雪環境の整備

○ 雪捨て場の確保も課題。川に捨てると、水流の堰き止めや融雪剤の環境への影響が懸念される。道路わきの水路などへの排雪は、今回の状況ではある程度やむを得ない。今回は、道路の排雪として公共の駐車場わきや町営住宅の取り壊し跡地も利用した。

(長瀬町)

○ 雪捨て場については、第1プラント（秩父セメントの工場跡地）が用意でき、重機も使えたのでよかった。市街地の国県道に面した場所の用地選定を考慮しておかないといけない。聖地公園や防災基地は雪が深くてしばらくの間使えなかった。

(秩父市)

○ 除雪は最優先の課題。県土整備事務所の対応は素早く、安心していられた。特に中津川地区の孤立解消はありがたかった。生活路の除雪も重要だが、通学路も除雪されているとよい。道路での車の乗り捨てが多く、困った。カギをつけたままで避難するように外部の人に啓発していくことが重要。

(秩父市)

## 除雪業務の効率化

○ 町民からの問い合わせや、県道の先の町道の除雪を計画するにも、県の道路の除雪状況を知りたかった。尋ねても除雪状況を教えてもらえなかった。リアルタイムに除雪状況を把握するのは難しいという説明だが、町の頼んでいる業者は、逐一、除雪状況を連絡してくれている。

県も業者とコミュニケーションをとっていただき、町に除雪状況を提供してほしい。

(小鹿野町)

○ 国県道の除雪状況を、何らかの方法で町にも定期的に知らせてもらえる则有難い。町道管理担当課の職員も今回のような大雪の場合は現場に辿り着けないため、広く公表するかどうかは別として、少なくとも町職員が把握しておけば、住民からの問合せ対応に役立つ。

○ 除雪現場は情報が錯綜してしまっていたので、秩父県土整備事務所の情報に加え、飯能県土整備事務所や熊谷県土整備事務所の業者の情報も入るとよい。

(横瀬町)

○ 除雪状況の情報をリアルタイムで提供してもらえると町民からの問い合わせ対応ができるのでありがたい。

(神川町)

---

---

**(5) 地域の助け合い(自助・共助)による除雪**

---

---

**【状況】**

市町村とのヒアリングの中で、以下の報告があった。

- ・国道140号では車が立ち往生した際、スーパーの駐車場などで一夜を明かした人に近所の住民がおにぎりを配っていた。
- ・生活道路の除雪は、ミニサイズのユンボを持って町内の小さい工務店がボランティアで実施してくれた。(長瀬町)
- ・130人の方が、個人で所有する除雪機(建設重機)等を使って歩道等の除雪に協力したと行政区長から報告があった。(小鹿野町)
- ・農家で持っている飼料を持ち上げる機械などで除雪が行われた。行政区単位で取りまとめ、燃料代程度の謝礼をした。(神川町)

※以上の事例は、その他の市町でも確認された。

- ・今回の大雪を受け、自治会単位で小型除雪機を購入するところもある。

**ア 問題点の検証**

県や市町村が委託した業者は、国道道の除雪を行うため、生活道路や歩道部分、住民各戸の敷地内の除雪は、地域の助け合いで対応していただいた。

(分析)

- ・善意による活動のためルール化できない。

**イ 改善の方向、防災対策への反映**

改善の方向	地域における自主防災組織等の取組を促進する。
具体的取組	自主防災組織等の育成、強化を図り、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

# 交通途絶の市町(地区)と世帯数、人数

資料1

市町(地区)	世帯数
秩父市(7地区)	741
大滝	464
浦山	65
下吉田	10
吉田久長	10
上吉田	47
石間	119
太田部	26
小鹿野町(14地区)	381
横瀬町(4地区)	95
皆野町(3地区)	48
長瀬町(2地区)	24
飯能市(2地区)	54
神川町(1地区)	84
<b>市町(33地区)の合計</b>	<b>1,427</b>

2月17日(月)16時現在

## 孤立集落世帯 状況調査票

記載者

記入日： 2月 日

市町村名：	担当者：	電話：
-------	------	-----

孤立集落名			
孤立世帯代表者名		その他の同居者人数	人
孤立世帯住所		電話番号	

## 【状況の確認】

品 目	内容（数量・品目等を具体的に記入）	緊 急 度 [品目残量・残日数等]
食 料		
水		
灯 油		
医薬品	※処方を受けているもの	
救急搬送 が必要か	有 <span style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">【具体的な症状、人数等を記入】</span> 無	—
移 動	物資の受け取りのために移動が可能か（○を記入） ①移動可能 ⇒ <span style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">【どのくらい移動できるか記入】 ※集会所まで（〇〇メートル、等）</span> ②玄関先まで ③不可能	—
特記事項		

安否確認 の方法	確認が取れた場合（○を記入） 確認者：職員・自治会長・区長・周辺住民・その他 確認方法：電話・戸別訪問・目撃情報	安否確認が取れなかった場合 【試した連絡方法】 _____
-------------	--	-------------------------------------

支援の要否	必要 ・ 不要
-------	---------

## 大雪庁内検証委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 平成26年2月14日からの大雪における災害対応について検証し、今後の災害対策に役立てるため、大雪庁内検証委員会（以下「委員会」）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 平成26年2月14日からの大雪に関する県、市町村、関係機関の対応の検証に関すること。
- (2) 検証結果を踏まえた地域防災計画等の諸計画の改正に係る検討に関すること。
- (3) その他、大雪対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、危機管理防災部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、危機管理防災部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、危機管理防災部消防防災課において処理する。

### (廃止)

第6条 委員会は平成26年2月14日からの大雪に関する県、市町村、関係機関の対応の検証及び検証結果を踏まえた地域防災計画等の諸計画の改正に係る検討を終えたときに廃止する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

別 表

副報道長、地域政策課長、危機管理課長、消防防災課長、医療整備課長、農業政策課長、森づくり課長、県土整備政策課長、道路環境課長、秩父地域振興センター副所長、秩父農林振興センター副所長、秩父県土整備事務所長、埼玉県警察本部地域部理事官兼地域課長、埼玉県警察本部警備部災害対策課長

## 大雪庁内検証委員会 構成員名簿

	職名	氏名	備考
委員長	危機管理防災部長	福島 亨	～第2回
		小島 敏幸	第3回～
副委員長	危機管理防災部副部長	黒澤 治	～第2回
		上原 満	第3回～
委員	副報道長	島田 厚	～第2回
		浅見 健二郎	第3回～
	企画財政部地域政策課長	渡辺 充	～第2回
		北島 通次	第3回～
	危機管理防災部危機管理課長	小林 清剛	
	危機管理防災部消防防災課長	安藤 宏	～第2回
		澁澤 陽平	第3回～
	保健医療部医療整備課長	小野寺 亘	
	農林部農業政策課長	猪口 隼人	～第2回
		篠崎 豊	第3回～
	農林部森づくり課長	大澤 裕	～第2回
		松村 一郎	第3回～
	県土整備部県土整備政策課長	森尾 博之	
	県土整備部道路環境課長	西成 秀幸	～第2回
		濱川 敦	第3回～
	秩父地域振興センター副所長	柿間 淳	
	秩父農林振興センター副所長	橋本 栄	
	秩父県土整備事務所長	酒巻 和彦	～第2回
		福島 浩之	第3回～
	埼玉県警察本部地域部理事官兼地域課長	古賀 康弘	
埼玉県警察本部警備部災害対策課長	羽入田 宏隆	～第2回	
埼玉県警察本部警備部危機管理課長		第3回～	

○アドバイザー

東北大学災害科学国際研究所教授 (埼玉県防災会議委員)	丸谷 浩明
--------------------------------	-------